

経済産業省委託調査

**令和 5 年度産業経済研究委託事業
（日本企業の税務対応状況等に係る
調査研究及び経済社会構造の変化と
税制に関する調査事業）**

報告書

令和 6 年 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

<目 次>

第 I 章 本調査の目的および全体方針	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の内容と本報告書の構成	1
第 II 章 企業の税負担の実態・税制と企業行動の関係等についての調査・分析	2
1. 分析に用いたデータの概要	2
2. 企業の税負担の実態	9
3. 租税特別措置	17
4. 企業立地と税負担	25
第 III 章 マクロ経済政策についての調査・分析	35
1. 調査の概要	35
2. 主要国における財政ルール	35
3. アメリカの財政ルール	45

第Ⅰ章 本調査の目的および全体方針

1. 調査の目的

昨今、米国や欧州を含む世界各国では、デジタル化、最先端技術の開発、グローバルサプライチェーンの再構築等、コロナ後の経済・社会システムの再構築を見据えて、これまでにない規模と形式の産業政策を展開する動きが見られている。このように産業政策のあり方が大きく変化する時代を迎える中、我が国においても、国内の投資を拡大し、イノベーションを起こし、所得が向上するという3つの好循環の実現に向け、これまでの税制措置が及ぼした効果の分析に加え、今後のあるべき税制の姿を検討する必要がある。

このため、本事業では、定量的なデータの収集や分析等により、足下での企業負担の実態や租税特別措置に係る認識、税制と企業行動の関係等を調査・分析することを目的とする。

2. 調査の内容と本報告書の構成

本調査の内容と報告書の構成は以下の通りである。

(1) 企業の税負担の実態・税制と企業行動の関係等についての調査・分析

第Ⅱ章では、今年度実施したアンケート結果を用いて、企業の税負担の実態、税制と企業行動の関係、特に租税特別措置に着目した。また、国際的な企業立地に影響を与えうる諸外国の税制についても調査した。

(2) マクロ経済政策についての調査・分析

第Ⅲ章では、主要国における財政政策について調査・分析を実施した。特に米国に着目し、米国における財政ルール、税制措置の導入にあたってのルールを調査した。

第Ⅱ章 企業の税負担の実態・税制と企業行動の関係等についての調査・分析

本年度実施したアンケート結果を用いて、企業の税負担の実態、税制と企業行動の関係、特に租税特別措置に着目した。また、国際的な企業立地に影響を与えうる諸外国の税制についても調査した。

1. 分析に用いたデータの概要

本調査の実施にあたって、税に関する意識等に係るアンケート調査を実施した。当該アンケート調査は、資本金 1 億円超の企業 17,434 社を対象に実施し、4,062 社より回答を得た。

(1) 企業規模の定義

以下の企業を中堅企業・大企業とそれぞれ定義した。

- 中小企業 : 資本金 1 億円以下¹
- 中堅企業 : 資本金 1 億円超 10 億円以下
- 大企業 : 資本金 10 億円超

¹ ただし、アンケート調査実施に向けて作成した企業情報の収集時点と、アンケート実施時点の間に資本金が変動した企業が存在している。したがって、アンケート実施時点において資本金 1 億円以下の企業も含まれている。分析においては、資本金 1 億円以下の企業は除外している。

(2) 産業分類の定義

アンケート調査の回答企業の産業分類を図表 II-1 に示す。

回答企業全体をみると、「卸売業(9.4%)」の割合が最も高い。次いで「サービス業(7.6%)」、「不動産業(7.4%)」「情報・通信業(7.4%)」の順が多い。

企業規模別にみると、中小企業では、「サービス業(14.7%)」、「情報通信業(13.3%)」の割合が高く、中堅企業では「卸売業(10.9%)」、「サービス業(8.5%)」の割合が高い。大企業では、「卸売業(7.3%)」、「不動産業(6.7%)」の順に割合が高い。

なお、「集計用産業分類」は、産業分類別集計を行う際に用いる集約した産業分類である。

図表 II-1 業種別割合および集計用産業分類

集計用産業分類	産業分類	(n=4,062)	(n=143) 中小企業 ※分析において対象外	(n=2,409)	(n=1,503)	(n=7) 資本金 回答なし
		合計		中堅企業	大企業	
対象外	水産・農林業	15	1	10	4	0
	鉱業	27	3	7	17	0
建設業	建設業	271	5	167	99	0
その他製造業	食料品	109	4	54	51	0
	繊維製品	28	1	13	14	0
素材型製造業	パルプ・紙	29	1	14	14	0
	化学	177	3	86	88	0
	医薬品	44	4	17	23	0
	石油・石炭製品	16	0	9	7	0
	ゴム製品	21	0	15	6	0
	ガラス・土石製品	40	1	19	20	0
	鉄鋼	49	0	26	23	0
	非鉄金属	66	1	37	28	0
その他製造業	金属製品	74	1	49	24	0
加工組立型製造業	機械	92	1	36	54	1
	電気機器	169	4	88	77	0
	輸送用機器	123	2	64	57	0
	精密機器	50	0	27	22	1
その他製造業	その他製品	96	2	66	28	0
インフラサービス	電気・ガス業	149	5	80	64	0
	陸運業	83	2	27	54	0
	海運業	33	1	24	8	0
	空運業	11	0	6	5	0
	倉庫・運輸関連業	115	3	77	35	0
	情報・通信業	301	19	196	86	0
卸小売業	卸売業	380	7	263	109	1
	小売業	135	2	85	48	0
金融・不動産業	銀行業	48	0	0	48	0
	証券、商品先物取引	56	1	28	27	0
	保険業	54	1	27	26	0
	その他金融業	171	4	111	56	0
	不動産業	301	16	184	101	0
その他サービス業	サービス業	308	21	204	82	1
対象外	その他	414	27	290	96	1
対象外	業種回答なし	7	0	3	2	2

集計用産業分類	産業分類	(n=4,062)	(n=143)	(n=2,409)	(n=1,503)	(n=7)
		合計	中小企業 ※分析において対象外	中堅企業	大企業	資本金 回答なし
対象外	水産・農林業	0.4%	0.7%	0.4%	0.3%	0.0%
	鉱業	0.7%	2.1%	0.3%	1.1%	0.0%
建設業	建設業	6.7%	3.5%	6.9%	6.6%	0.0%
その他製造業	食料品	2.7%	2.8%	2.2%	3.4%	0.0%
	繊維製品	0.7%	0.7%	0.5%	0.9%	0.0%
素材型製造業	パルプ・紙	0.7%	0.7%	0.6%	0.9%	0.0%
	化学	4.4%	2.1%	3.6%	5.9%	0.0%
	医薬品	1.1%	2.8%	0.7%	1.5%	0.0%
	石油・石炭製品	0.4%	0.0%	0.4%	0.5%	0.0%
	ゴム製品	0.5%	0.0%	0.6%	0.4%	0.0%
	ガラス・土石製品	1.0%	0.7%	0.8%	1.3%	0.0%
	鉄鋼	1.2%	0.0%	1.1%	1.5%	0.0%
	非鉄金属	1.6%	0.7%	1.5%	1.9%	0.0%
その他製造業	金属製品	1.8%	0.7%	2.0%	1.6%	0.0%
加工組立型製造業	機械	2.3%	0.7%	1.5%	3.6%	14.3%
	電気機器	4.2%	2.8%	3.7%	5.1%	0.0%
	輸送用機器	3.0%	1.4%	2.7%	3.8%	0.0%
	精密機器	1.2%	0.0%	1.1%	1.5%	14.3%
その他製造業	その他製品	2.4%	1.4%	2.7%	1.9%	0.0%
インフラサービス	電気・ガス業	3.7%	3.5%	3.3%	4.3%	0.0%
	陸運業	2.0%	1.4%	1.1%	3.6%	0.0%
	海運業	0.8%	0.7%	1.0%	0.5%	0.0%
	空運業	0.3%	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%
	倉庫・運輸関連業	2.8%	2.1%	3.2%	2.3%	0.0%
	情報・通信業	7.4%	13.3%	8.1%	5.7%	0.0%
卸小売業	卸売業	9.4%	4.9%	10.9%	7.3%	14.3%
	小売業	3.3%	1.4%	3.5%	3.2%	0.0%
金融・不動産業	銀行業	1.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%
	証券、商品先物取引業	1.4%	0.7%	1.2%	1.8%	0.0%
	保険業	1.3%	0.7%	1.1%	1.7%	0.0%
	その他金融業	4.2%	2.8%	4.6%	3.7%	0.0%
	不動産業	7.4%	11.2%	7.6%	6.7%	0.0%
その他サービス業	サービス業	7.6%	14.7%	8.5%	5.5%	14.3%
対象外	その他	10.2%	18.9%	12.0%	6.4%	14.3%
対象外	業種回答なし	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	28.6%

(3) 納税方式・会計方式

アンケート調査の回答企業の納税方式・会計方式を図表 II-2、図表 II-3、図表 II-4 に示す。

納税方式について、令和 2 年度・3 年度については連結納税制度と単体納税制度が選択可能であったが、連結納税制度は令和 4 年度から大きく変わり、グループ通算制度へ移行している。グループ通算制度においては、各企業が個別に法人税額の計算・申告を行うが、企業グループ内の企業間で損益通算が可能である。

令和 2 年度については、納税方式について 78.5%が単体納税、5.6%が連結納税(親法人)、15.9%が連結納税(子法人)となっている。企業規模が大きな方が連結納税(親法人)の比率が高くなっている。会計方式については、54.2%が単独会計、20.7%が連結会計(親法人)、25.1%が連結会計(子法人)となっている。

図表 II-2 アンケート調査回答企業の納税方式・会計方式(令和 2 年度)

	合計	中小企業 ※分析において対象外	中堅企業	大企業	資本金 回答なし
納税方式					
単体納税	3,147	123	1,919	1,100	5
連結納税 (親法人)	226	2	21	202	1
連結納税 (子法人)	637	12	439	185	1
合計	4,010	137	2,379	1,487	7
会計方式					
単独会計	2,174	113	1,561	498	2
連結会計 (親法人)	831	6	132	690	3
うち連結会計の範囲と連結納税の範囲は同一	38	0	12	26	0
うち連結会計の範囲と連結納税の範囲は異なる	766	6	117	641	2
連結会計 (子法人)	1,005	18	688	297	2
合計	4,010	137	2,381	1,485	7

	合計	中小企業 ※分析において対象外	中堅企業	大企業	資本金 回答なし
納税方式					
単体納税	78.5%	89.8%	80.7%	74.0%	71.4%
連結納税 (親法人)	5.6%	1.5%	0.9%	13.6%	14.3%
連結納税 (子法人)	15.9%	8.8%	18.5%	12.4%	14.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
会計方式					
単独会計	54.2%	82.5%	65.6%	33.5%	28.6%
連結会計 (親法人)	20.7%	4.4%	5.5%	46.5%	42.9%
うち連結会計の範囲と連結納税の範囲は同一	(0.9%)	(0.0%)	(0.5%)	(1.8%)	(0.0%)
うち連結会計の範囲と連結納税の範囲は異なる	(19.1%)	(4.4%)	(4.9%)	(43.2%)	(28.6%)
連結会計 (子法人)	25.1%	13.1%	28.9%	20.0%	28.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注)連結会計(親法人)831 社の中で、27 社は連結会計の範囲と連結納税の範囲が同一であるか否か回答を得られなかった。

令和 3 年度については、納税方式について 77.2%が単体納税、5.9%が連結納税(親法人)、16.9%が連結納税(子法人)となっている。企業規模が大きな方が連結納税(親法人)の比率が高くなっている。会計方式については、53.9%が単独会計、20.6%が連結会計(親法人)、25.5%が連結会計(子法人)となっている。

図表 II-3 アンケート調査回答企業の納税方式・会計方式(令和 3 年度)

	合計	中小企業 ※分析にお いて対象外	中堅企業	大企業	資本金 回答なし
納税方式					
単体納税	3,130	124	1,922	1,080	4
連結納税(親法人)	240	2	22	215	1
連結納税(子法人)	683	17	460	204	2
合計	4,053	143	2,404	1,499	7
会計方式					
単独会計	2,185	115	1,568	500	2
連結会計(親法人)	835	7	136	689	3
うち連結会計の範囲と連結納 税の範囲は同一	41	0	14	27	0
うち連結会計の範囲と連結納 税の範囲は異なる	760	7	119	632	2
連結会計(子法人)	1,033	21	702	308	2
合計	4,053	143	2,406	1,497	7

	合計	中小企業 ※分析にお いて対象外	中堅企業	大企業	資本金 回答なし
納税方式					
単体納税	77.2%	86.7%	80.0%	72.0%	57.1%
連結納税(親法人)	5.9%	1.4%	0.9%	14.3%	14.3%
連結納税(子法人)	16.9%	11.9%	19.1%	13.6%	28.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
会計方式					
単独会計	53.9%	80.4%	65.2%	33.4%	28.6%
連結会計(親法人)	20.6%	4.9%	5.7%	46.0%	42.9%
うち連結会計の範囲と連結納 税の範囲は同一	(1.0%)	(0.0%)	(0.6%)	(1.8%)	(0.0%)
うち連結会計の範囲と連結納 税の範囲は異なる	(18.8%)	(4.9%)	(4.9%)	(42.2%)	(28.6%)
連結会計(子法人)	25.5%	14.7%	29.2%	20.6%	28.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注)連結会計(親法人)835 社の中で、34 社は連結会計の範囲と連結納税の範囲が同一である
か否か回答を得られなかった。

令和4年度については、納税方式(グループ通算制度の適用の有無)について76.1%がグループ通算制度適用なし、5.9%がグループ通算制度適用(親法人)、17.9%がグループ通算制度適用(子法人)となっている。連結納税制度導入時と大きな変化はない。企業規模が大きな方が連結納税(親法人)の比率が高くなっている。会計方式については、53.8%が単独会計、20.6%が連結会計(親法人)、25.6%が連結会計(子法人)となっている。

図表 II-4 アンケート調査回答企業の納税方式・会計方式(令和4年度)

	合計	中小企業 ※分析において対象外	中堅企業	大企業	資本金 回答なし
納税方式					
グループ通算適用なし	3,093	122	1,902	1,065	4
グループ通算制度適用(通算親法人)	240	2	19	218	1
グループ通算制度適用(通算子法人)	729	19	488	220	2
合計	4,062	143	2,409	1,503	7
会計方式					
単独会計	2,183	113	1,560	508	2
連結会計(親法人)	838	10	141	684	3
うち連結会計の範囲とグループ通算の範囲は同一	45	2	15	28	0
うち連結会計の範囲とグループ通算の範囲は異なる	769	8	123	636	2
連結会計(子法人)	1,040	20	708	310	2
合計	4,061	143	2,409	1,502	7

	合計	中小企業 ※分析において対象外	中堅企業	大企業	資本金 回答なし
納税方式					
グループ通算適用なし	76.1%	85.3%	79.0%	70.9%	57.1%
グループ通算制度適用(通算親法人)	5.9%	1.4%	0.8%	14.5%	14.3%
グループ通算制度適用(通算子法人)	17.9%	13.3%	20.3%	14.6%	28.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
会計方式					
単独会計	53.8%	79.0%	64.8%	33.8%	28.6%
連結会計(親法人)	20.6%	7.0%	5.9%	45.5%	42.9%
うち連結会計の範囲とグループ通算の範囲は同一	(1.1%)	(1.4%)	(0.6%)	(1.9%)	(0.0%)
うち連結会計の範囲とグループ通算の範囲は異なる	(18.9%)	(5.6%)	(5.1%)	(42.3%)	(28.6%)
連結会計(子法人)	25.6%	14.0%	29.4%	20.6%	28.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注)連結会計(親法人)838 社の中で、24 社は連結会計の範囲とグループ通算の範囲が同一であるか否か回答を得られなかった。

アンケート調査において、企業の税務に係る認識等の分析に向けた基礎情報を収集している。当該基礎情報については、納税方式・会計方式により、回答対象となる企業集団の範囲が異なっている(図表 II-5、図表 II-6)。

図表 II-5 納税方式・会計方式と回答対象範囲(令和2年度・3年度)

	納税方式		
	単体納税	連結納税(親法人)	連結納税(子法人)
従業員数	単独会計	連結会計	単独会計
財務情報	単独会計	連結会計	単独会計
税務情報(租税特別措置除く)	単体納税	連結納税	単体納税
租税特別措置情報	単体納税	連結納税	回答対象外

図表 II-6 納税方式・会計方式と回答対象範囲(令和4年度)

	納税方式		
	グループ通算制度適用なし	グループ通算制度適用(親法人)	グループ通算制度適用(子法人)
従業員数	単独会計	連結会計	単独会計
財務情報	単独会計	連結会計	単独会計
税務情報(租税特別措置除く)	単体納税	単体納税 ＋グループ通算	単体納税
租税特別措置情報	単体納税	単体納税 ＋グループ通算	単体納税

(注) グループ通算制度適用(親法人)に対する税務情報について、回答企業の負担の観点からグループ通算の計数は任意回答と設定しており、回答数は限定されている。

2. 企業の税負担の実態

(1) 企業の税負担の算定

本調査事業において、企業の税負担を表す指標として、以下を設定する。

$$\text{企業の税負担} = (\text{法人税額} + \text{法人住民税額} + \text{法人事業税額}) \div \text{税引前当期純利益}$$

企業の法人税額、法人住民税額、法人事業税額を税引前当期純利益で除した計数である。法人税のほか、法人住民税(地方法人税含む)²、法人事業税(付加価値割、資本割、収入割：特別法人事業税含む)を合わせた企業の税負担の大きさを示すものである。

法人税額は、課税所得に法定税率を乗じ算定されるものであり、法人住民税(法人税割)額は法人税額に税率(地域によって超過税率・軽減税率の設定あり)を乗じて算定されるものである。ただし、法人事業税額については、外形標準課税となる部分を含んでおり、課税所得がゼロまたはマイナスの場合でも課税されることがある。

所得控除・税額控除の形態を問わず、税制措置については当該指標に基づく企業の税負担に影響する。ただし、分子となる税額には税効果会計は考慮されていないことから、企業会計と税務会計の一時差異が大きな期については、過大あるいは過小な税負担率と算定される可能性がある。また、税引前当期純利益がゼロに近い期においては、外形標準課税の影響等から、過大な税負担率と算定される可能性がある。

指標については、令和4年度の計数を用いる。また、それぞれの指標算定に当たって必要となる項目が未回答の企業又は分母となる税引前当期純利益がゼロ又はマイナスであり算定できない企業については対象外としている。さらに、本調査においては資本金1億円超の企業における税負担等を分析する観点から、資本金1億円以下の企業は対象外としている。なお、グループ通算制度適用(親法人)についてはグループ通算の税務情報の回答が得られ、かつグループ通算制度の範囲と連結会計の範囲が同一である企業に限定している³。

(2) 分析対象企業

企業の税負担の実態の分析対象企業について、資本金区分・売上区分・従業員区分・所得区分・産業・納税方式それぞれについて集計したものが図表 II-7 から図表 II-11 である。本分析においては、資本金1億円以下の企業、令和4年度税引前当期純利益がゼロまたはマイナスの企業については除外している。また、連結の計数・単独の計数のいずれを用いているのかに関しては、図表 II-5、図表 II-6 を参照のこと。なお、集計表により企業数が異なる理由は、該当項目に回答していない企業を集計表から除外しているためである。

² 本分析においては、法人住民税は法人税割のみを対象とし、標準税率が課されるものとして算定した。

³ 分析対象企業のうち、グループ通算制度適用(親法人)は10社のみとなっている。

図表 II-7 分析対象企業（資本金区分・売上区分）

		資本金区分(回答時点)			合計 (1億円超)
		10億円以下	100億円以下	100億円超	
売上区分 (令和4年度)	10億円以下	332	42	7	381
	10～20億円	192	35	5	232
	20～50億円	334	79	6	419
	50～100億円	332	67	11	410
	100～200億円	271	90	25	386
	200～500億円	265	181	35	481
	500～1000億円	87	106	32	225
	1000～5000億円	41	103	105	249
	5000～1兆円	1	9	18	28
	1兆円超	2	8	19	29
	合計	1,857	720	263	2,840

図表 II-8 分析対象企業（資本金区分・従業員区分）

		資本金区分(回答時点)			合計 (1億円超)
		10億円以下	100億円以下	100億円超	
従業員区分 (令和4年度)	50人以下	575	112	21	708
	50～100人	240	75	11	326
	100～200人	372	65	17	454
	200～500人	388	148	25	561
	500～1000人	156	140	34	330
	1000～5000人	106	150	107	363
	5000人超	13	28	48	89
	合計	1,850	718	263	2,831

図表 II-9 分析対象企業（資本金区分・所得区分）

		資本金区分(回答時点)			合計 (1億円超)
		10億円以下	100億円以下	100億円超	
所得区分 (令和4年度)	欠損法人	88	35	16	139
	1億円以下	567	100	23	690
	1～10億円	820	231	27	1,078
	10～20億円	199	106	21	326
	20～50億円	135	151	33	319
	50～100億円	33	56	42	131
	100億円超	13	40	102	155
	合計	1,855	719	264	2,838

図表 II-10 分析対象企業（資本金区分・産業区分）

		資本金区分(回答時点)			合計 (1億円超)
		10億円以下	100億円以下	100億円超	
産業 (回答時点)	建設業	143	61	17	221
	素材型製造業	162	93	33	288
	加工組立型製造業	147	72	36	255
	その他製造業	136	59	15	210
	インフラサービス	330	134	47	511
	卸小売業	284	85	18	387
	金融・不動産業	286	110	70	466
	その他サービス業	356	98	22	476
	合計(非該当除く)	1,844	712	258	2,814

図表 II-11 分析対象企業（資本金区分・納税方式）

		資本金区分(回答時点)			合計 (1億円超)
		10億円以下	100億円以下	100億円超	
納税方式 (令和4年度)	グループ通算なし	1,465	602	218	2,285
	グループ通算親法人	3	6	1	10
	グループ通算子法人	389	113	45	547
	合計	1,857	721	264	2,842

(3) 分析結果

税負担率の実態を図表 II-12 から図表 II-14 に示す。多くの企業が、法人実効税率の前後である 20%台後半から 30%台の税負担率となっているが、100%超となっている企業も散見される。法人実効税率よりも税負担率が相当高くなっている企業が存在する理由は、分析対象となる資本金 1 億円超の企業については外形標準課税(法人事業税の付加価値割・資本金割)の影響により、企業の利益水準に関わらず税負担が発生することや、会計上の利益と税務上の所得の算定方法の違いから、税引前当期純利益が小さいもののそれに比して税負担額が大きい企業がみられることが主な要因である。

資本金・売上・従業員数等の区分ごとの税負担率の記述統計を見ると、税負担率の中央値は、企業規模が大きな企業の方が小さくなっていることが分かる。また、税引前当期純利益が極端に小さいなどの理由によって、外れ値となっている企業は見られるが、平均値についても、概ね企業規模が大きな企業の方が税負担率は小さくなっている。

業種ごとにみると、素材型製造業、加工組立型製造業、その他製造業が中央値の低い 3 業種となっている。

図表 II-12 企業の税負担率（全企業・製造業・非製造業）

税 負 担 率	・業種①					
	企業数			比率(各業種の税負担率区分)		
	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業	合計
マイナス	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
0～2.5%	16	47	63	2.12%	2.28%	2.24%
2.5～5%	12	37	49	1.59%	1.80%	1.74%
5～7.5%	16	38	54	2.12%	1.84%	1.92%
7.5～10%	19	41	60	2.52%	1.99%	2.13%
10～12.5%	25	50	75	3.32%	2.43%	2.67%
12.5～15%	32	42	74	4.25%	2.04%	2.63%
15～17.5%	31	68	99	4.12%	3.30%	3.52%
17.5～20%	48	75	123	6.37%	3.64%	4.37%
20～22.5%	38	67	105	5.05%	3.25%	3.73%
22.5～25%	55	89	144	7.30%	4.32%	5.12%
25～27.5%	60	133	193	7.97%	6.45%	6.86%
27.5～30%	67	172	239	8.90%	8.35%	8.49%
30～32.5%	76	240	316	10.09%	11.64%	11.23%
32.5～35%	52	211	263	6.91%	10.24%	9.35%
35～37.5%	46	163	209	6.11%	7.91%	7.43%
37.5～40%	31	107	138	4.12%	5.19%	4.90%
40～42.5%	12	76	88	1.59%	3.69%	3.13%
42.5～45%	14	50	64	1.86%	2.43%	2.27%
45～47.5%	13	40	53	1.73%	1.94%	1.88%
47.5～50%	6	30	36	0.80%	1.46%	1.28%
50%～52.5%	9	28	37	1.20%	1.36%	1.31%
52.5～55%	3	21	24	0.40%	1.02%	0.85%
55～57.5%	3	19	22	0.40%	0.92%	0.78%
57.5～60%	7	15	22	0.93%	0.73%	0.78%
60～62.5%	5	10	15	0.66%	0.49%	0.53%
62.5～65%	2	12	14	0.27%	0.58%	0.50%
65～67.5%	4	10	14	0.53%	0.49%	0.50%
67.5～70%	3	9	12	0.40%	0.44%	0.43%
70～72.5%	2	6	8	0.27%	0.29%	0.28%
72.5～75%	0	3	3	0.00%	0.15%	0.11%
75～77.5%	2	5	7	0.27%	0.24%	0.25%
77.5～80%	3	7	10	0.40%	0.34%	0.36%
80～82.5%	1	3	4	0.13%	0.15%	0.14%
82.5～85%	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
85～87.5%	0	3	3	0.00%	0.15%	0.11%
87.5～90%	1	8	9	0.13%	0.39%	0.32%
90～92.5%	0	4	4	0.00%	0.19%	0.14%
92.5～95%	2	3	5	0.27%	0.15%	0.18%
95～97.5%	1	1	2	0.13%	0.05%	0.07%
97.5～100%	0	4	4	0.00%	0.19%	0.14%
100%～	36	114	150	4.78%	5.53%	5.33%
合計	753	2,061	2,814	100.00%	100.00%	100.00%

図表 II-13 企業の税負担率（業種 8 分類）

税 負 担 率	・業種②																			
	企業数										比率(各業種の税負担率区分)									
	建設業	素材型製造業	加工組立型製造業	その他製造業	インフラサービス	卸小売業	金融・不動産業	その他サービス業	合計(非該当除く)		建設業	素材型製造業	加工組立型製造業	その他製造業	インフラサービス	卸小売業	金融・不動産業	その他サービス業	合計(非該当除く)	
マイナス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
0～2.5%	1	6	9	1	4	7	11	24	63	0.45%	2.08%	3.53%	0.48%	0.78%	1.81%	2.36%	5.04%	2.24%		
2.5～5%	1	5	3	4	10	6	9	11	49	0.45%	1.74%	1.18%	1.90%	1.96%	1.55%	1.93%	2.31%	1.74%		
5～7.5%	2	6	6	4	10	7	10	9	54	0.90%	2.08%	2.35%	1.90%	1.96%	1.81%	2.15%	1.89%	1.92%		
7.5～10%	4	3	13	3	8	8	5	16	60	1.81%	1.04%	5.10%	1.43%	1.57%	2.07%	1.07%	3.36%	2.13%		
10～12.5%	7	10	7	8	13	9	11	10	75	3.17%	3.47%	2.75%	3.81%	2.54%	2.33%	2.36%	2.10%	2.67%		
12.5～15%	4	16	12	4	6	15	11	6	74	1.81%	5.56%	4.71%	1.90%	1.17%	3.88%	2.36%	1.26%	2.63%		
15～17.5%	9	14	11	6	21	10	13	15	99	4.07%	4.86%	4.31%	2.86%	4.11%	2.58%	2.79%	3.15%	3.52%		
17.5～20%	6	16	21	11	22	15	21	11	123	2.71%	5.56%	8.24%	5.24%	4.31%	3.88%	4.51%	2.31%	4.37%		
20～22.5%	5	10	18	10	12	19	14	17	105	2.26%	3.47%	7.06%	4.76%	2.35%	4.91%	3.00%	3.57%	3.73%		
22.5～25%	11	16	22	17	12	22	18	26	144	4.98%	5.56%	8.63%	8.10%	2.35%	5.68%	3.86%	5.46%	5.12%		
25～27.5%	21	20	23	17	34	22	30	26	193	9.50%	6.94%	9.02%	8.10%	6.65%	5.68%	6.44%	5.46%	6.86%		
27.5～30%	19	28	20	19	35	38	43	37	239	8.60%	9.72%	7.84%	9.05%	6.85%	9.82%	9.23%	7.77%	8.49%		
30～32.5%	22	30	25	21	52	49	65	52	316	9.95%	10.42%	9.80%	10.00%	10.18%	12.66%	13.95%	10.92%	11.23%		
32.5～35%	29	19	10	23	54	36	52	40	263	13.12%	6.60%	3.92%	10.95%	10.57%	9.30%	11.16%	8.40%	9.35%		
35～37.5%	21	17	9	20	45	39	35	23	209	9.50%	5.90%	3.53%	9.52%	8.81%	10.08%	7.51%	4.83%	7.43%		
37.5～40%	15	10	12	9	30	20	17	25	138	6.79%	3.47%	4.71%	4.29%	5.87%	5.17%	3.65%	5.25%	4.90%		
40～42.5%	11	2	3	7	25	13	13	14	88	4.98%	0.69%	1.18%	3.33%	4.89%	3.36%	2.79%	2.94%	3.13%		
42.5～45%	8	4	6	4	19	2	7	14	64	3.62%	1.39%	2.35%	1.90%	3.72%	0.52%	1.50%	2.94%	2.27%		
45～47.5%	5	6	4	3	11	4	11	9	53	2.26%	2.08%	1.57%	1.43%	2.15%	1.03%	2.36%	1.89%	1.88%		
47.5～50%	1	2	2	2	11	6	6	6	36	0.45%	0.69%	0.78%	0.95%	2.15%	1.55%	1.29%	1.26%	1.28%		
50%～52.5%	0	6	1	2	8	5	7	8	37	0.00%	2.08%	0.39%	0.95%	1.57%	1.29%	1.50%	1.68%	1.31%		
52.5～55%	1	3	0	0	5	4	4	7	24	0.45%	1.04%	0.00%	0.00%	0.98%	1.03%	0.86%	1.47%	0.85%		
55～57.5%	0	2	0	1	7	2	6	4	22	0.00%	0.69%	0.00%	0.48%	1.37%	0.52%	1.29%	0.84%	0.78%		
57.5～60%	3	3	2	2	4	3	4	1	22	1.36%	1.04%	0.78%	0.95%	0.78%	0.78%	0.86%	0.21%	0.78%		
60～62.5%	0	2	1	2	3	2	1	4	15	0.00%	0.69%	0.39%	0.95%	0.59%	0.52%	0.21%	0.84%	0.53%		
62.5～65%	0	1	1	0	5	3	2	2	14	0.00%	0.35%	0.39%	0.00%	0.98%	0.78%	0.43%	0.42%	0.50%		
65～67.5%	1	2	2	0	1	0	5	3	14	0.45%	0.69%	0.78%	0.00%	0.20%	0.00%	1.07%	0.63%	0.50%		
67.5～70%	0	2	1	0	1	1	3	4	12	0.00%	0.69%	0.39%	0.00%	0.20%	0.26%	0.64%	0.84%	0.43%		
70～72.5%	0	1	0	1	3	1	1	1	8	0.00%	0.35%	0.00%	0.48%	0.59%	0.26%	0.21%	0.21%	0.28%		
72.5～75%	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0.45%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.26%	0.21%	0.00%	0.11%		
75～77.5%	0	1	1	0	1	2	0	2	7	0.00%	0.35%	0.39%	0.00%	0.20%	0.52%	0.00%	0.42%	0.25%		
77.5～80%	1	1	1	1	1	2	1	2	10	0.45%	0.35%	0.39%	0.48%	0.20%	0.52%	0.21%	0.42%	0.36%		
80～82.5%	1	1	0	0	1	1	0	0	4	0.45%	0.35%	0.00%	0.00%	0.20%	0.26%	0.00%	0.00%	0.14%		
82.5～85%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%		
85～87.5%	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0.45%	0.00%	0.00%	0.00%	0.20%	0.26%	0.00%	0.00%	0.11%		
87.5～90%	1	0	1	0	0	2	4	1	9	0.45%	0.00%	0.39%	0.00%	0.00%	0.52%	0.86%	0.21%	0.32%		
90～92.5%	1	0	0	0	1	2	0	0	4	0.45%	0.00%	0.00%	0.00%	0.20%	0.52%	0.00%	0.00%	0.14%		
92.5～95%	0	1	0	1	2	0	1	0	5	0.00%	0.35%	0.00%	0.48%	0.39%	0.00%	0.21%	0.00%	0.18%		
95～97.5%	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0.00%	0.00%	0.39%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.21%	0.07%		
97.5～100%	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.84%	0.14%		
100%～	8	22	7	7	33	8	24	41	150	3.62%	7.64%	2.75%	3.33%	6.46%	2.07%	5.15%	8.61%	5.33%		
合計	221	288	255	210	511	387	466	476	2,814	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%		

図表 II-14 資本金・売上・従業員・所得・産業ごとの税負担率の記述統計

	企業数	平均	標準偏差	最小値	p1	p5	p25	p50	p75	p95	p99	最大値	
資本金区分 (回答時点)	10億円以下	1,859	129.02%	21.74	0.00%	1.64%	8.64%	24.23%	31.81%	39.01%	100.00%	432.72%	69256.90%
	100億円以下	730	63.65%	2.72	0.00%	0.55%	4.39%	19.81%	30.26%	37.76%	127.43%	793.32%	4460.34%
	100億円超	269	35.65%	0.85	0.00%	0.13%	3.05%	15.47%	24.41%	32.58%	57.56%	440.49%	942.17%
	全体	2,858	103.53%	17.59	0.00%	0.76%	6.08%	22.22%	31.08%	38.06%	103.33%	440.49%	69256.90%

		企業数	平均	標準偏差	最小値	p1	p5	p25	p50	p75	p95	p99	最大値
売上区分 (令和4年度)	10億円以下	383	201.18%	29.27	0.00%	0.79%	5.72%	26.93%	33.79%	45.25%	139.10%	349.79%	57300.00%
	10～20億円	232	84.19%	3.33	0.00%	1.43%	6.52%	25.44%	33.36%	44.29%	180.17%	1500.00%	4460.34%
	20～50億円	422	49.91%	1.00	0.00%	1.33%	8.12%	23.84%	32.82%	41.41%	127.61%	500.00%	1092.45%
	50～100億円	411	55.14%	2.54	0.48%	0.85%	6.87%	23.80%	31.10%	38.46%	100.00%	657.52%	4960.00%
	100～200億円	389	41.89%	0.90	0.04%	0.57%	5.44%	22.28%	30.96%	36.88%	67.25%	399.58%	1150.00%
	200～500億円	481	180.36%	31.57	0.02%	0.55%	6.42%	21.19%	29.88%	36.24%	63.96%	280.34%	69256.90%
	500～1000億円	227	148.56%	17.42	0.61%	2.15%	7.72%	19.82%	29.17%	34.20%	82.36%	259.06%	26275.27%
	1000～5000億円	251	65.44%	3.22	0.00%	0.14%	4.15%	18.00%	26.96%	32.74%	66.13%	2209.51%	3890.49%
	5000～1兆円	30	26.67%	0.24	5.53%	5.53%	6.24%	16.83%	23.80%	31.50%	36.70%	142.65%	142.65%
	1兆円超	30	51.11%	1.58	0.33%	0.33%	2.96%	10.39%	19.02%	30.47%	65.73%	881.64%	881.64%
	全体	2,856	103.59%	17.60	0.00%	0.76%	6.08%	22.20%	31.08%	38.07%	103.33%	440.49%	69256.90%

	企業数	平均	標準偏差	最小値	p1	p5	p25	p50	p75	p95	p99	最大値	
従業員区分	50人以下	712	145.11%	21.56	0.00%	1.13%	5.59%	25.75%	33.33%	43.82%	164.90%	797.98%	57300.00%
(令和4年度)	50～100人	326	49.07%	1.05	0.00%	0.55%	4.84%	24.32%	32.09%	37.94%	125.00%	350.63%	1500.00%
	100～200人	455	60.53%	2.88	0.00%	1.39%	7.18%	22.59%	31.15%	38.21%	81.82%	942.17%	4960.00%
	200～500人	563	38.58%	0.62	0.13%	1.35%	7.10%	21.67%	30.78%	37.78%	74.54%	285.14%	1150.00%
	500～1000人	330	326.34%	40.71	0.43%	2.03%	7.25%	19.29%	28.53%	36.17%	107.56%	440.49%	69256.90%
	1000～5000人	368	45.58%	2.10	0.00%	0.71%	6.24%	20.11%	28.50%	34.34%	63.69%	280.34%	3890.49%
	5000人超	93	27.43%	0.22	0.00%	0.00%	1.36%	16.83%	24.24%	32.80%	60.32%	142.65%	142.65%
	全体	2,847	103.83%	17.62	0.00%	0.79%	6.12%	22.18%	31.08%	38.09%	103.33%	440.49%	69256.90%

		企業数	平均	標準偏差	最小値	p1	p5	p25	p50	p75	p95	p99	最大値
所得区分 (令和4年度)	欠損法人	139	559.51%	48.82	0.00%	0.00%	0.50%	4.29%	16.79%	51.35%	881.64%	4960.00%	57300.00%
	1億円以下	695	57.21%	1.24	0.00%	0.13%	2.23%	18.11%	32.69%	47.33%	180.17%	773.53%	1500.00%
	1～10億円	1084	48.91%	1.77	0.33%	3.90%	10.00%	24.63%	32.02%	38.22%	90.78%	322.14%	4460.34%
	10～20億円	327	31.56%	0.21	2.60%	5.02%	12.21%	25.20%	31.16%	35.70%	47.06%	63.69%	334.14%
	20～50億円	323	328.18%	41.15	2.33%	5.31%	11.88%	24.64%	30.12%	34.57%	60.05%	185.53%	69256.90%
	50～100億円	132	32.50%	0.39	3.79%	4.28%	9.68%	24.33%	29.81%	32.94%	46.20%	142.65%	440.49%
	100億円超	158	30.03%	0.18	7.25%	7.57%	13.97%	22.32%	27.65%	32.27%	55.53%	134.35%	146.93%
	全体	2,858	103.53%	17.59	0.00%	0.76%	6.08%	22.22%	31.08%	38.06%	103.33%	440.49%	69256.90%

		企業数	平均	標準偏差	最小値	p1	p5	p25	p50	p75	p95	p99	最大値
産業 (回答時点)	建設業	220	356.73%	46.67	0.43%	4.58%	11.16%	25.21%	32.27%	38.02%	83.87%	325.95%	69256.90%
	素材型製造業	290	133.32%	15.42	0.25%	1.13%	6.45%	19.15%	29.38%	37.48%	131.22%	450.00%	26275.27%
	加工組立型製造業	259	50.64%	3.11	0.55%	0.61%	5.19%	17.54%	25.22%	32.99%	66.67%	266.14%	4960.00%
	その他製造業	211	36.12%	0.52	2.60%	3.86%	9.75%	22.69%	30.27%	36.02%	61.24%	146.10%	661.23%
	インフラサービス	512	58.48%	2.12	0.33%	2.82%	8.25%	25.57%	33.15%	41.32%	127.61%	657.52%	3890.49%
	卸小売業	389	36.98%	0.68	0.14%	0.56%	7.18%	22.59%	30.52%	36.76%	70.56%	176.93%	1234.41%
	金融・不動産業	467	181.82%	26.60	0.00%	0.04%	5.85%	24.18%	31.73%	37.50%	100.00%	1092.45%	57300.00%
	その他サービス業	482	57.23%	1.58	0.00%	0.01%	2.22%	21.25%	31.41%	41.62%	166.67%	739.44%	2500.05%
	全体	2,830	104.13%	17.68	0.00%	0.79%	6.24%	22.25%	31.08%	38.06%	103.15%	440.49%	69256.90%

(注)税引前当期純利益がゼロに近い一部企業において、本調査における税負担率の分母である税引前当期純利益の低さから、税負担率が極めて高く算出されている。平均値・標準偏差は当該企業の影響を受け、実態から乖離している可能性がある。税負担の実態を表す指標としては、平均値よりも第一四分位数(p25)、中央値(p50)、第三四分位数(p75)等を用いる方が望ましいものと考えられる。

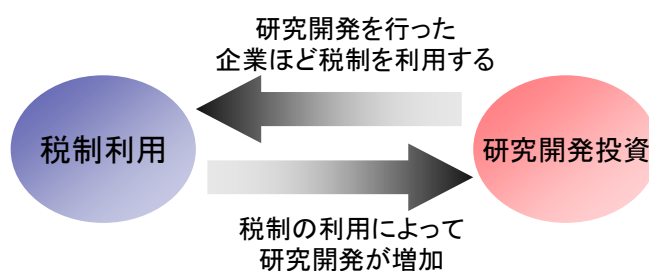
3. 租税特別措置

(1) 租税特別措置と企業行動(研究開発)

租税特別措置が実際に企業行動に影響を与えているのかを分析する。本調査においては、製造業において、研究開発税制の利用が研究開発に与える影響を事例として取り上げる。

ただし、租税特別措置を利用した企業と利用していない企業を比較しても、企業行動に及ぼした因果関係を明らかにすることはできない。研究開発税制を利用した企業は、研究開発活動を実施しているので、単に研究開発活動を実施している企業が研究開発税制を利用していることを示している可能性がある。そうした現状を「逆の因果」と呼ぶが、そのイメージを示したものが下図である。

図表 II-15 逆の因果のイメージ



本分析では、操作変数法を用いることで、「逆の因果」を排除するようにしたい。操作変数法とは、説明変数(ここでは、令和4年度の租税特別措置の利用等)と相関するが、誤差項とは相関しないとみられる変数(操作変数)を用いた推定を行うことで、「内生性の問題」を克服する手法である。

① 分析の枠組み

研究開発税制は、企業の研究開発の促進を目的として導入されているものである。実際に、税制活用により、研究開発の限界費用が引き下げられ、投資を促すことが期待される。

令和 4 年度において、研究開発税制を利用した企業は、利用していない企業と比較して研究開発の水準が高いとの仮説が立てられる。なお、研究開発の水準に与える要素として、研究開発税制の利用の他に、企業の内部資金(流動資産・売上高比率)、企業規模(従業員数の対数値)、無形固定資産の大きさ(無形固定資産・固定資産比率)、国際市場との関係性(国内売上・売上高比率)が考えられる。これらは、いずれも大きいほど研究開発の水準が高くなるものと予想される。また、産業による相違を考慮するため、産業ダミーを説明変数として用いる。

逆の因果関係への問題については研究開発税制利用(令和 4 年度)ダミーの操作変数として、研究開発税制利用(令和 3 年度)ダミーを用いることで対処する。

研究開発税制の利用が研究開発に与える影響を算定するため、以下の式を推定する。

なお、説明変数は、同時決定に起因する内生性バイアス等を考慮して、研究開発税制の利用ダミー以外は全て前期(令和 3 年度)の値を用いる。

- 研究開発費(R4)／売上高(R3) = $\alpha + \beta_1 \times \text{研究開発税制の利用ダミー(R4)} + \beta_2 \times \text{流動資産・売上高比率(R3)} + \beta_3 \times \text{従業員数の対数(R3)} + \beta_4 \times \text{無形固定資産・固定資産比率(R3)} + \beta_5 \times \text{国外売上・売上高比率(R3)} + \text{誤差項}$

② 対象企業

上記のデータが全て得られ、かつ研究開発を実施している可能性が高い製造業に限定して分析する。

なお、研究開発費・売上高比率、流動資産・売上高比率、無形固定資産・固定資産比率それぞれについて上位下位 1%となる企業を除外している。

③ 記述統計

分析対象企業に関わる記述統計は図表 II-16 のとおりである。対象企業のうち、令和 4 年度に 57%の企業、令和 3 年度は 54%の企業が研究開発税制を利用している。

図表 II-16 記述統計(研究開発税制の利用と研究開発)

	観測値	平均	標準偏差	min	p1	p5	p25	p50	p75	p95	p99	max
研究開発費・売上高比率 (研究開発費は令和4年度・売上高は令和3年度)	466	0.02	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.03	0.08	0.13	0.17
研究開発税制の利用(令和4年度)	466	0.57	0.50	0	0	0	0	1	1	1	1	1
研究開発税制の利用(令和3年度)	466	0.54	0.50	0	0	0	0	1	1	1	1	1
流動資産・売上高比率(令和3年度)	466	0.72	0.38	0.00	0.15	0.26	0.50	0.65	0.89	1.34	2.25	3.47
従業員数(令和3年度)	466	6359.87	34462.02	1	9	32	177	430	1386	21124	145696	459937
無形固定資産・固定資産比率(令和3年度)	466	0.09	0.26	0.00	0.00	0.00	0.01	0.02	0.06	0.38	1.34	3.34
国外売上・売上高比率(令和3年度)	466	0.18	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.31	0.72	0.88	1.00

(注)分析対象企業に限定している

④ 分析結果

分析結果は図表 II-17 に示すとおりである。操作変数法を用いない場合(1)(3)、操作変数法を用いる場合(2)(4)のいずれについても、研究開発税制の利用(令和4年度)の係数はプラスとなっている。(4)列をみると、製造業の中で、研究開発税制を利用した企業は、利用していなかった企業よりも研究開発費・売上高比率の水準が1.5%pt高いことが分かる。

図表 II-17 分析結果(研究開発税制の利用と研究開発)

被説明変数: 研究開発費・売上高比率(研究開発費は令和4年度・売上高は令和3年度)				
	(1) OLS	(2) IV	(3) OLS	(4) IV
研究開発税制の利用(令和4年度)	0.0192*** (0.00192)	0.0237*** (0.00258)	0.0112*** (0.00214)	0.0152*** (0.00315)
流動資産・売上高比率(令和3年度)	0.0129** (0.00573)	0.0118** (0.00567)	0.0130** (0.00603)	0.0119** (0.00607)
従業員数の対数値(令和3年度)			0.00174** (0.000784)	0.00124 (0.000842)
無形固定資産・固定資産比率(令和3年度)			0.0148 (0.00909)	0.0153* (0.00879)
国外売上・売上高比率(令和3年度)			0.0327*** (0.00676)	0.0324*** (0.00655)
定数項	-0.00907** (0.00432)	-0.00339 (0.00522)	-0.0282*** (0.00783)	-0.0134* (0.00744)
産業ダミー	YES	YES	YES	YES
F		520.014***		263.516***
R-squared	0.329	0.324	0.463	0.460
Number of obs	466	466	466	466

()は頑健な標準誤差

*** は1%, **は5%, *は10%の水準で統計的に有意であることを示す。

F 値は、IV 法(2SLS)の1段階目の推定式において、操作変数の計数がゼロであるとする帰無仮説に係わるものである。

(2) 租税特別措置に対する企業からの意見

アンケート調査において、租税特別措置に係る幅広い意見を聴取するため、以下の設問を設定した（記述式）。この設問回答内容について整理する。

研究開発税制に関して、御不満、改善点等を含むお気づきの点、コメントしたい点等ございましたらご自由にご記入ください。

賃上げ促進税制に関して、御不満、改善点等を含むお気づきの点、コメントしたい点等ございましたらご自由にご記入ください。

設備投資促進税制⁴に関して、御不満、改善点等を含むお気づきの点、コメントしたい点等ございましたらご自由にご記入ください。

⁴ 本調査において、以下の税制を総称し、「設備投資促進税制」とする。

- ・地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度）
- ・5G 導入促進税制（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度）
- ・DX 投資促進税制（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度）
- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度)

① 研究開発税制

研究開発税制に対するコメント(自由回答)の結果について分類したものを以下に示す。なお、複数の分類に該当するコメントについては、それぞれにカウントしている。

意見の種別	件数	
	合計	うち税制利用企業
措置の安定性 ● 税制措置が時限であることに対する意見	18	14
制度・手続きの複雑さ ● 税制利用に当たっての手続きやルール of 複雑さに対する意見	58	42
適用要件が不明確 ● 適用要件の理解が困難であることについての意見	18	12
適用要件の変更 ● 対象となる活動等の適用要件の実体、必要書類等を含む手続きの変更についての意見	47	39
措置の拡充 ● 控除額・控除率の拡大等についての意見	12	12
措置の維持 ● 税制措置を今後も維持すべきとの意見(安定性(時限の課題)とは異なり、措置の維持を求めるもの)	3	2
措置の廃止 ● 税制措置を廃止すべきとの意見	1	1
広報・周知 ● 税制措置の広報・周知に係る意見	12	8
欠損年度の対応 ● 欠損年度あるいは欠損法人が税制上のメリット(繰越控除、還付等)を受けられないことに係る意見	10	7
業種・企業規模の差 ● 業種・企業規模等による適用可能性・恩恵の大きさの相違に対する意見	4	2
グループ通算 ● グループ通算制度のもとでの適用に係る意見	4	4
その他	11	5

② 賃上げ促進税制

賃上げ促進税制に対するコメント(自由回答)の結果について分類したものを以下に示す。
なお、複数の分類に該当するコメントについては、それぞれにカウントしている。

意見の種別	件数	
	合計	うち税制利用企業
措置の安定性 ● 税制措置が時限であることに対する意見	38	19
制度・手続きの複雑さ ● 税制利用に当たっての手続きやルール of 複雑さに対する意見	131	55
適用要件が不明確 ● 適用要件の理解が困難であることについての意見	20	11
適用要件(実体)の変更 ● 対象となる活動等、適用要件の実体面の変更についての意見	53	15
適用要件(手続)の変更 ● 必要書類等を含む手続の変更についての意見	84	33
措置の拡充 ● 控除額・控除率の拡大等についての意見	9	4
措置の維持 ● 税制措置を今後も維持すべきとの意見(安定性(時限の課題)とは異なり、措置の維持を求めるもの)	2	1
措置の廃止 ● 税制措置を廃止すべきとの意見	7	2
広報・周知 ● 税制措置の広報・周知に係る意見	14	7
欠損年度の対応 ● 欠損年度あるいは欠損法人が税制上のメリット(繰越控除、還付等)を受けられないことに係る意見	8	2
業種・企業規模の差 ● 業種・企業規模等による適用可能性・恩恵の大きさの相違に対する意見	3	0
グループ通算 ● グループ通算制度のもとでの適用に係る意見	4	4
その他	15	4

③ 設備投資促進税制

設備投資促進税制に対するコメント(自由回答)の結果について分類したものを以下に示す。なお、複数の分類に該当するコメントについては、それぞれにカウントしている。

意見の種別	件数	
	合計	うち税制利用企業
措置の安定性 ● 税制措置が時限であることに対する意見	5	2
制度・手続きの複雑さ ● 税制利用に当たっての手続きやルール of 複雑さに対する意見	45	3
適用要件が不明確 ● 適用要件の理解が困難であることについての意見	5	0
適用要件(実体)の変更 ● 対象となる活動等、適用要件の実体面の変更についての意見	24	5
適用要件(手続)の変更 ● 必要書類等を含む手続の変更についての意見	26	1
措置の拡充 ● 控除額・控除率の拡大等についての意見	7	1
措置の維持 ● 税制措置を今後も維持すべきとの意見(安定性(時限の課題)とは異なり、措置の維持を求めるもの)	1	1
措置の廃止 ● 税制措置を廃止すべきとの意見	2	0
広報・周知 ● 税制措置の広報・周知に係る意見	4	0
欠損年度の対応 ● 欠損年度あるいは欠損法人が税制上のメリット(繰越控除、還付等)を受けられないことに係る意見	5	0
業種・企業規模の差 ● 業種・企業規模等による適用可能性・恩恵の大きさの相違に対する意見	5	0
グループ通算 ● グループ通算制度のもとでの適用に係る意見	2	0
その他	9	0

4. 企業立地と税負担

企業立地と税負担の関係を分析するため、国内・国外双方で事業展開している企業を対象として、税制面に関して日本よりも他国・地域⁵の方が優位であると考えられる事項について聴取した。

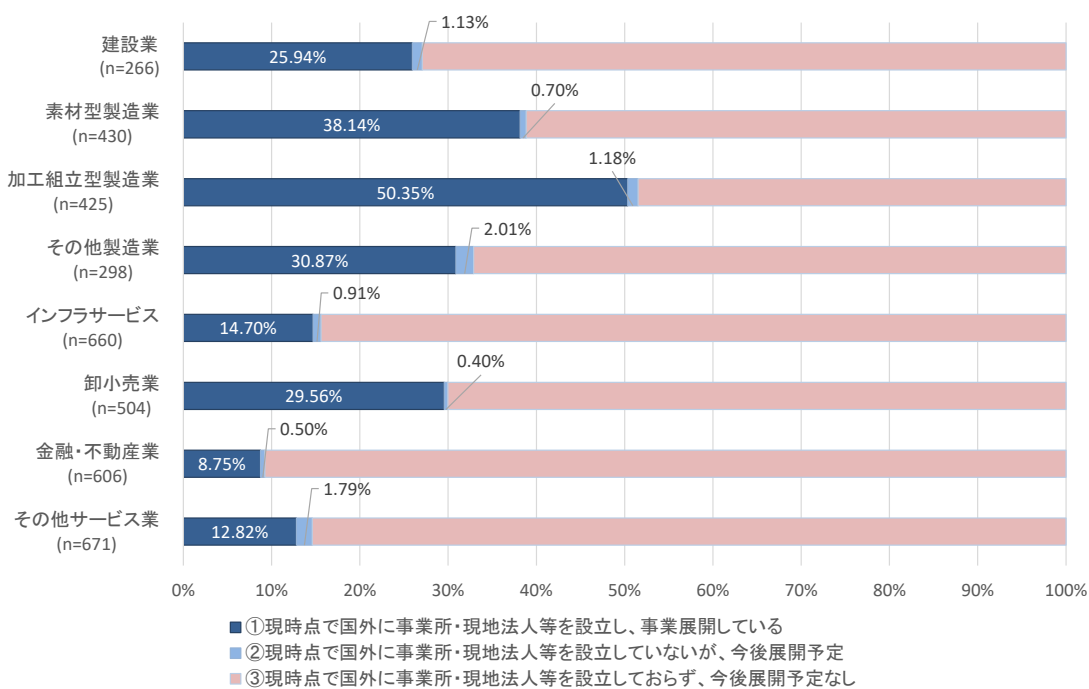
(1) 国外での事業展開の状況

国外での事業展開の状況について、図表 II-18 に示す。

回答企業のうち、製造業において海外展開している企業が多くなっている。

以降の設問は、「①現時点で国外に事業所・現地法人等を設立し、事業展開している」「②現時点で国外に事業所・現地法人等を設立していないが、今後展開予定」と回答した企業を分析対象としている。

図表 II-18 国外での事業展開の状況



⁵ 以下、他国・地域をまとめて「他国」と呼ぶ

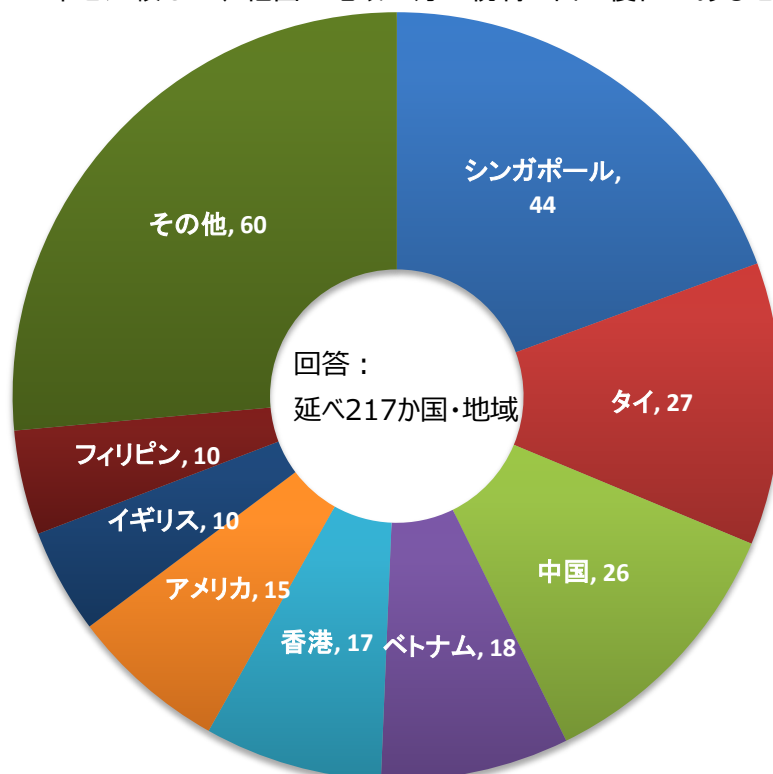
(2) 他国・地域の方が税制の面で優位であると判断した事例

① 回答国

現時点で国外に事業所・現地法人等を設立し、事業展開している」「②現時点で国外に事業所・現地法人等を設立していないが、今後展開予定」と回答した企業を対象として、「日本と比較して、他国・地域の方が税制の面で優位であると判断された事例」について最大3か国・地域の回答を求めた。

回答を得た国・地域は図表 II-19 に示すとおりである。回答が最も多かった国がシンガポール(44 事例)、続いてタイ(27 事例)、中国⁶(26 事例)、ベトナム(18 事例)とアジア諸国が多くなっている。

図表 II-19 日本と比較して、他国・地域の方が税制の面で優位であると判断した事例



(注)一企業が複数国を回答している場合、回答している全ての国をカウントしている。

⁶ 香港等の異なる税制度が用いられている領域を除く

図表 II-20 日本と比較して、他国・地域の方が税制の面で優位であると判断した事例・回答（詳細）

国名	1. 法人税(法人税率)	2. 法人税(所得・納税額等の算定方法)	3. 法人税(特定の企業活動を対象とした優遇措置)	4. 法人税(特定の企業類型を対象とした優遇措置)	5. 法人税(個社を対象とした優遇措置)	6. 所得税関連(税率、優遇措置等)	7. 消費税関連(税率、優遇措置等)	8. その他	回答企業数
中国	77%	8%	12%	12%	4%	0%	4%	0%	26
香港	100%	18%	0%	0%	0%	0%	6%	12%	17
台湾	88%	25%	0%	0%	0%	0%	25%	0%	8
韓国	50%	0%	0%	50%	0%	0%	50%	0%	2
ベトナム	78%	0%	11%	39%	6%	0%	0%	0%	18
ラオス	100%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	1
タイ	56%	7%	11%	22%	7%	0%	4%	7%	27
マレーシア	50%	0%	0%	17%	0%	17%	17%	17%	6
シンガポール	91%	20%	16%	9%	9%	0%	0%	5%	44
インドネシア	100%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	3
フィリピン	40%	0%	30%	10%	0%	0%	30%	0%	10
インド	0%	33%	0%	0%	0%	0%	0%	33%	3
東南アジア(具体的な国名記載なし)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
アメリカ	53%	20%	40%	0%	7%	0%	0%	0%	15
メキシコ	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
パナマ	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
チリ	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
北米(具体的な国名記載なし)	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
イギリス	70%	0%	40%	0%	0%	0%	0%	10%	10
スイス	100%	0%	0%	0%	33%	0%	0%	0%	3
ベルギー	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
アイルランド	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
チェコ	50%	0%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	2
ハンガリー	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
UAE	100%	14%	0%	0%	0%	0%	0%	14%	7
カタール	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
マダガスカル	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
ミクロネシア	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2
バミューダ諸島	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
マーシャル諸島	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1
日本以外全ての国	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	1
全事例(非該当除く)	75%	12%	13%	11%	5%	0%	0%	11%	217

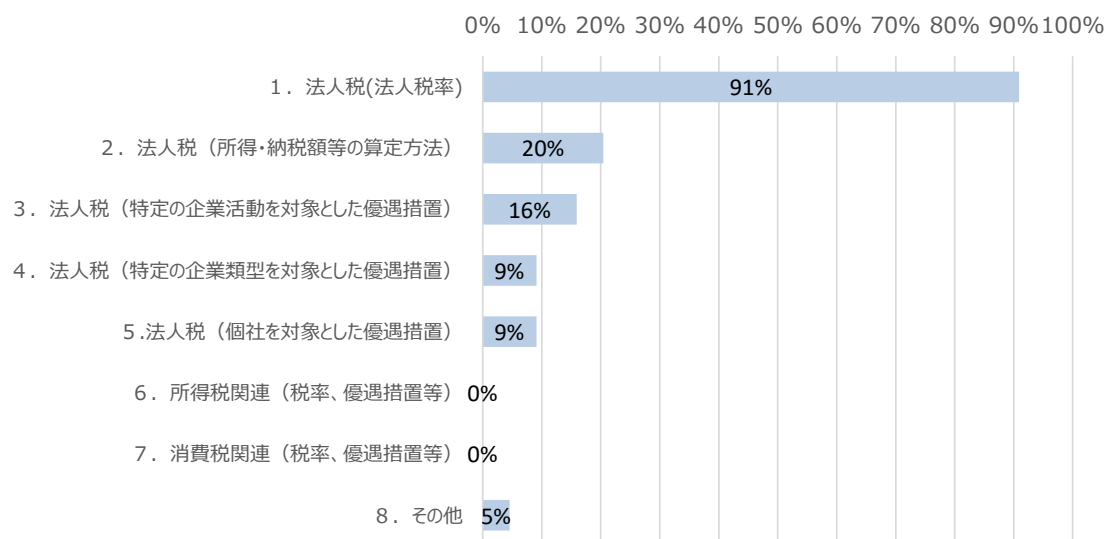
(注)割合は、各国・地域を回答した企業の総数を分母とし、分子を項目について「他国・地域の方が優れている面である」と回答した企業の数を置いている(項目は複数選択可)

② 国別の優位事項

a) シンガポール

シンガポールを事例として挙げた企業は 44 社であった。日本と比較して、シンガポールの方が税制面で優位である点は、図表 II-21 に示すとおりである。具体的に優位な面については、法人税率の低さ、各種タックスインセンティブ・非課税措置が挙げられている。

図表 II-21 日本と比較してシンガポールの方が税制の面で優位である点



(注)割合は、シンガポールを事例として回答した企業の総数 44 社を分母とし、分子を各項目について「他国・地域の方が優れている面である」と回答した企業の数に置いている(項目は複数選択可)

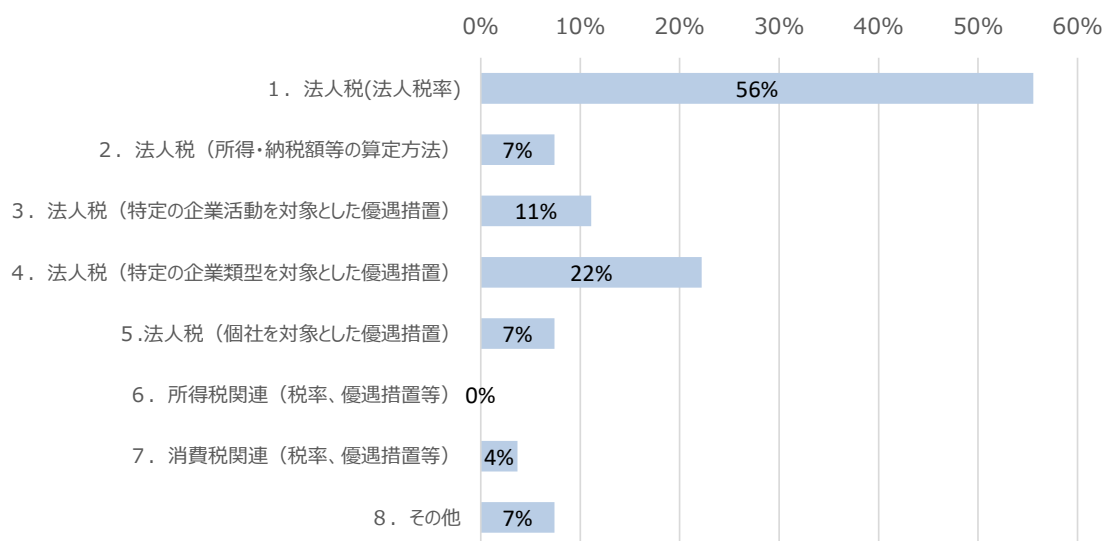
図表 II-22 シンガポールが税制の面で優位である具体的な事例

具体的な回答
● 法人税率が 17%と低い。 ● 税務手続きのデジタル化が進展している。 ● 特定業種を対象とした軽減税率が導入されている。 ● 非課税措置が多数設けられている。 ● 欠損金を利用しやすい。

b) タイ

タイを事例として挙げた企業は 27 社であった。日本と比較して、タイの方が税制面で優位である点は、図表 II-23 に示すとおりである。具体的に優位な面については、法人税率の低さ、BOI(タイ国投資委員会の認定企業を対象とした投資優遇制度)を挙げる企業が多く見られる。

図表 II-23 日本と比較してタイの方が税制の面で優位である点



(注)割合は、タイを事例として回答した企業の総数 27 社を分母とし、分子を各項目について「他国・地域の方が優れている面である」と回答した企業の数に置いている(項目は複数選択可)

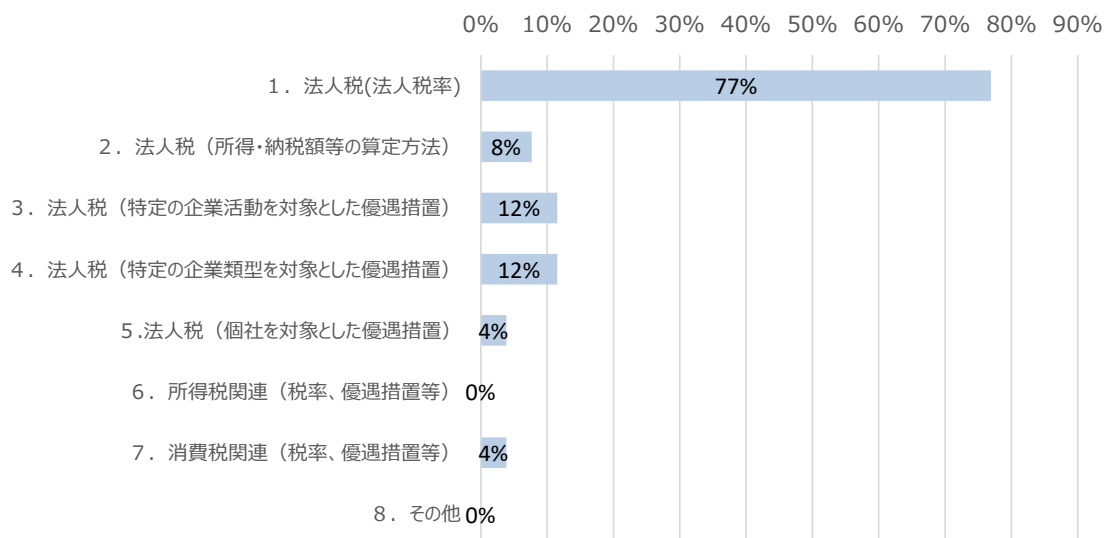
図表 II-24 タイが税制の面で優位である具体的な事例

具体的な回答
● 法人税率が 20%と低い。 ● タイ国投資委員会の認定企業を対象とした投資優遇制度である BOI が設けられている。 ● 税額算定方法が簡素である。

c) 中国

中国を事例として挙げた企業は 26 社であった。日本と比較して、中国の方が税制面で優位である点は、図表 II-25 に示すとおりである。具体的に優位な面については、法人税率の低さを挙げる企業が多く見られるほか、ハイテク企業等に対する軽減税率等が挙げられる。

図表 II-25 日本と比較して中国の方が税制の面で優位である点



(注) 割合は、中国を事例として回答した企業の総数 26 社を分母とし、分子を各項目について「他国・地域の方が優れている面である」と回答した企業の数に置いている(項目は複数選択可)

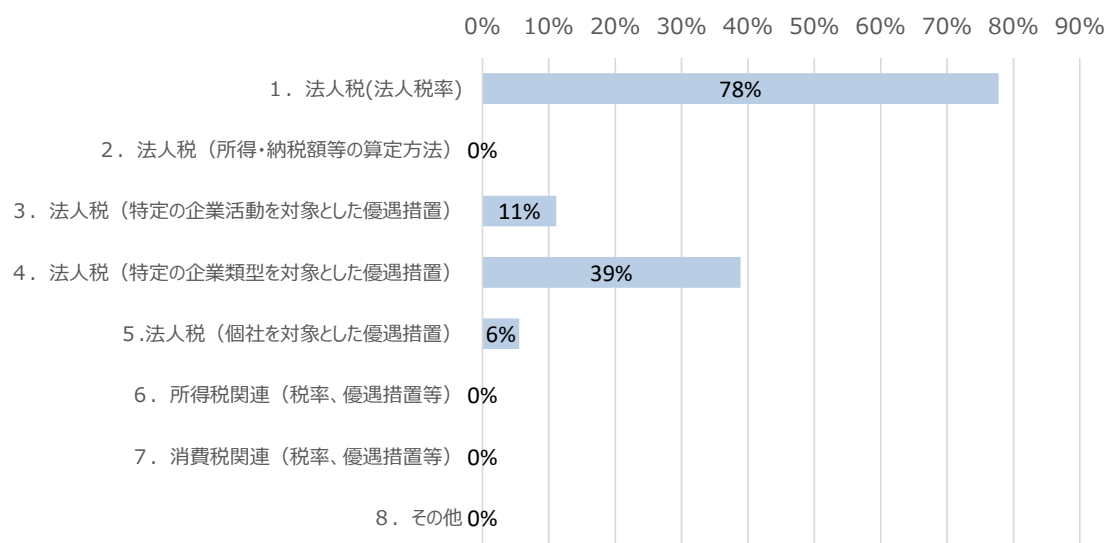
図表 II-26 中国が税制の面で優位である具体的な事例

具体的な回答
● 法人税率が低い(原則 25%、中小法人等は更に低い) ● ハイテク企業等に対して軽減税率が設けられている。 ● 税額算定方法が簡素である。 ● 研究開発費の特別控除が設けられている。 ● 外国投資者の配当金について特別措置が設けられている。

d) ベトナム

ベトナムを事例として挙げた企業は 18 社であった。日本と比較して、ベトナムの方が税制面で優位である点は、図表 II-27 に示すとおりである。具体的に優位な面については、法人税率の低さを挙げる企業が多く見られるほか、特定業種・特定地域を対象とした優遇税制が挙げられる。

図表 II-27 日本と比較してベトナムの方が税制の面で優位である点



(注) 割合は、ベトナムを事例として回答した企業の総数 18 社を分母とし、分子を各項目について「他国・地域の方が優れている面である」と回答した企業の数に置いている(項目は複数選択可)

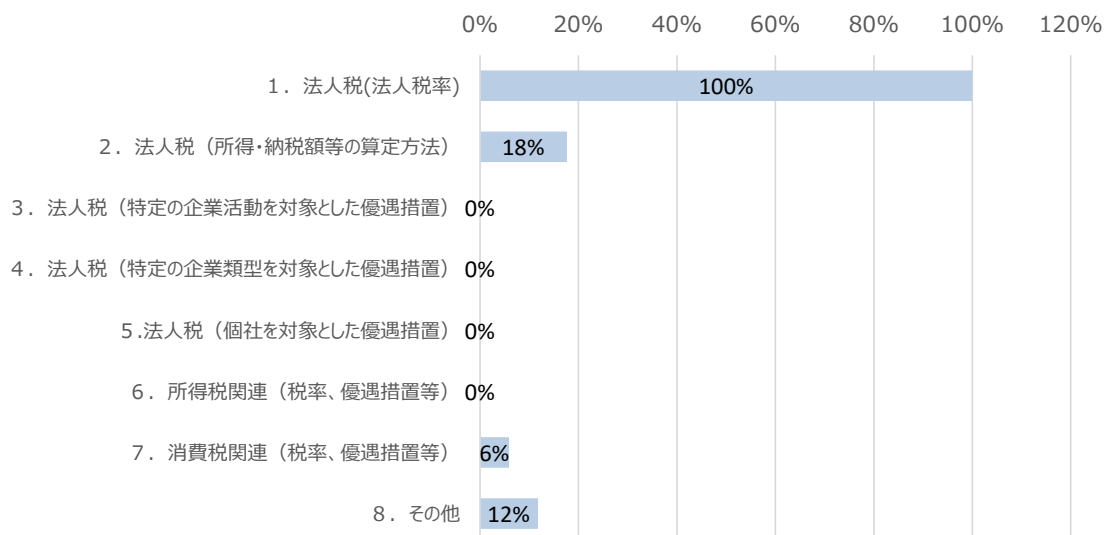
図表 II-28 ベトナムが税制の面で優位である具体的な事例

具体的な回答
● 法人税率が 20% と低い。 ● 特定業種・特定地域に対する税制優遇措置が設けられている（開発区等）。

e) 香港

香港を事例として挙げた企業は 17 社であった。日本と比較して、香港の方が税制面で優位である点は、図表 II-29 に示すとおりである。具体的に優位な面については、法人税率の低さを挙げる企業が多く見られる。

図表 II-29 日本と比較して香港の方が税制の面で優位である点



(注) 割合は、香港を事例として回答した企業の総数 17 社を分母とし、分子を各項目について「他国・地域の方が優れている面である」と回答した企業の数に置いている(項目は複数選択可)

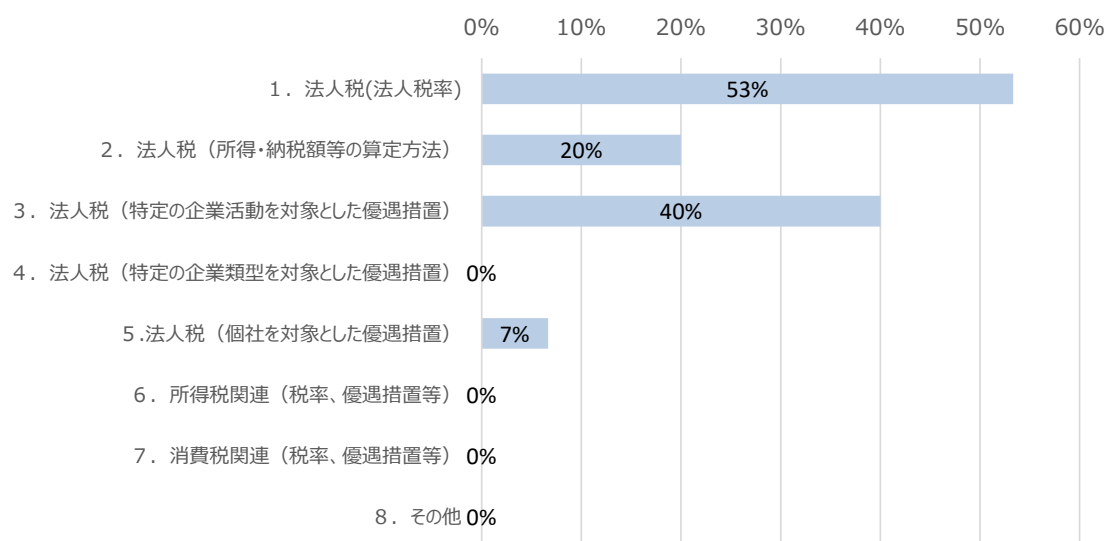
図表 II-30 香港が税制の面で優位である具体的な事例

具体的な回答
● 法人税率が 16.5%と低い。 ● 税額算定方法が簡素である。 ● オフショア所得の非課税制度が導入されている。

f) アメリカ

アメリカを事例として挙げた企業は 15 社であった。日本と比較して、アメリカの方が税制面で優位である点は、図表 II-31 に示すとおりである。具体的に優位な面については、法人税率の低さを挙げる企業が多く見られるほか、IRA 法による税制優遇を挙げる企業もみられる。

図表 II-31 日本と比較してアメリカの方が税制の面で優位である点



(注) 割合は、アメリカを事例として回答した企業の総数 15 社を分母とし、分子を各項目について「他国・地域の方が優れている面である」と回答した企業の数に置いている(項目は複数選択可)

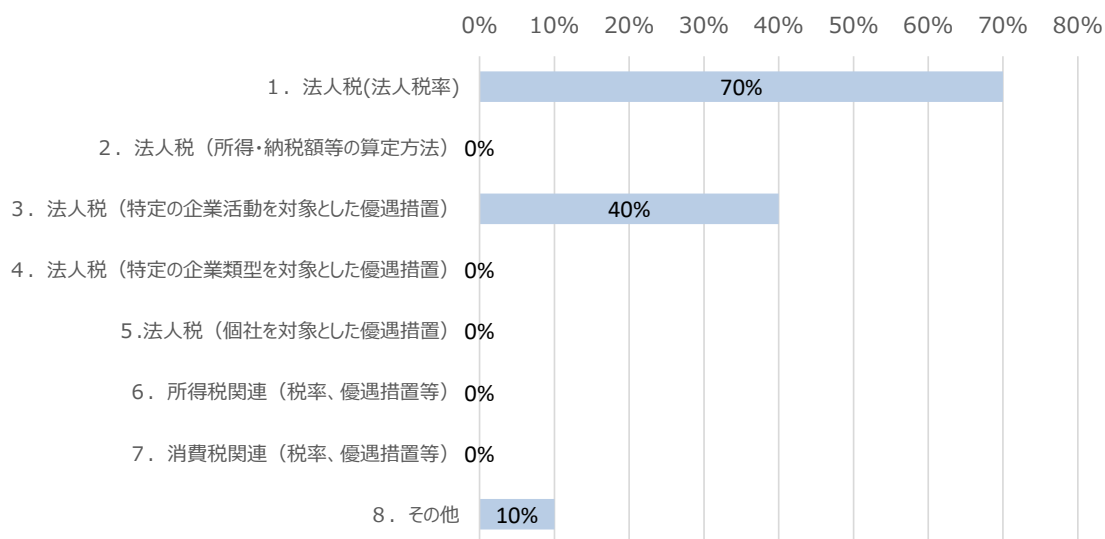
図表 II-32 アメリカが税制の面で優位である具体的な事例

具体的な回答
● 法人税率が低い(連邦法人税率 21%) ● 繰越欠損金の使用制限が緩やかである。 ● IRA により、特定分野の投資等に税制優遇が設けられている。 ● FDII により、国外で獲得した無形資産由来の所得について税制優遇を受けることができる。

g) イギリス

イギリスを事例として挙げた企業は 10 社であった。日本と比較して、イギリスの方が税制面で優位である点は、図表 II-33 に示すとおりである。具体的に優位な面については、法人税率の低さを挙げる企業が多く見られるほか、研究開発税制等における還付制度、パテントボックス税制が挙げられている。

図表 II-33 日本と比較してイギリスの方が税制の面で優位である点



(注) 割合は、イギリスを事例として回答した企業の総数 10 社を分母とし、分子を各項目について「他国・地域の方が優れている面である」と回答した企業の数に置いている(項目は複数選択可)

図表 II-34 イギリスが税制の面で優位である具体的な事例

回答内容
● 法人税率が低い(2023 年 3 月まで 19%, 2023 年 4 月以降 25%) ● 研究開発税制等に還付制度がある ● パテントボックス税制がある

第 III 章 マクロ経済政策についての調査・分析

1. 調査の概要

我が国におけるマクロ経済政策を検討する前提とするため、主要先進国におけるマクロ経済政策の前提となる財政ルールをまとめる。

2. 主要国における財政ルール

(1) 財政ルールの類型

本調査においては、主要国における財政規律に関わるルールとして、特に各年度の予算編成において制約となる財政ルールに着目した。

財政ルールにおいて制限を課す対象として、①歳出額、②歳入額、③債務残高、④財政収支(歳入・歳出の差額)の4種類がありうる。各国の財政ルールをまとめている IMF “Fiscal Rules and Fiscal Councils”によると、図表 III-1 に示す4類型に分類される。

図表 III-1 財政ルールの類型

分類	内容・特徴
歳出ルール	政府の支出に制限を設けるもの。歳入とはリンクせず、債務持続可能性の目標とは直接は関わらない。 金額、成長率(上昇率)、対 GDP 比によって設定される。 3～5 年の時間軸で設定されることが多い。 比較的運用、監視が容易である。
歳入ルール	歳入の上限又は下限を定めるものである。歳入の徴収を促進すること、又は過度の税負担を防止することを目的としている。
債務管理ルール	公的債務残高の上限等を明示的に設定するもの。多くの場合は GDP 比のパーセンテージで表示される。 持続可能な債務目標への収束を達成するという目的を有する。 政府による統制が難しい要因(為替・金利など)の影響を受けるため、財政政策に対する短期的な指標とはならない。
財政収支ルール	債務比率に影響を与える予算総額を統制するものである。 明確な財政運営上の制限を示すもので、全体のバランス、プライマリーバランス、構造的又は循環的調整収支に対する制限として設定されうるものである。 ※Pay-as-you-go ルール(PAYGO ルール)は、個別の新規の政策歳出に見合う歳入確保のルールであり(財政収支の黒字・赤字を問わずに課される)、マクロの財政収支に係る数値制限を示すものではないため、IMF における財政収支ルールには含まない。

(出典) IMF(2022) Fiscal Rules and Fiscal Councils をもとに MURC 作成

(2) 各国の財政状況・財政ルール

① アメリカ

a) 財政データ

アメリカの財政状況を示すデータは図表 III-2 の通りである。

2021 年時点にて債務残高は GDP 比 126.42%となっている。

図表 III-2 財政状況(アメリカ)

人口		約 3 億 3,500 万人（2023 年 10 月時点）米統計局
面積		9,833,517 平方キロメートル
GDP		23 兆 3,151 億ドル（2021 年：名目値）
一人当たり GDP		70,160 ドル（2021 年：名目値）
一般政府 の財政	歳入総額	7 兆 3,201 億ドル（GDP 比 31.40%）（2021 年）
	歳出増額	10 兆 294 億ドル（GDP 比 43.02%）（2021 年）
	単年度財政収支	▲2 兆 7,093 億ドル（GDP 比▲11.62%）（2021 年）
	プライマリーバ ランス	▲2 兆 1,771 億ドル（GDP 比▲9.34%）（2021 年）
	純債務残高	22 兆 9,214 億ドル（GDP 比 98.31%）（2021 年）
	総債務残高	23 兆 3,151 億ドル（GDP 比 126.42%）（2021 年）

(出典) IMF Economic Outlook October 2023 外務省 HP

b) 予算制度の特徴

アメリカでは会計年度は 10 月から翌年 9 月末までである。

アメリカの予算の特徴として、①歳入・歳出をまとめた予算は議決対象となっておらず、裁量的経費のみが議決対象となっていること、②裁量的経費について分野別に歳出予算法が制定されること、③予算編成権は行政府ではなく議会にあることが挙げられる。

予算において議決対象となる項目は、歳出の内、裁量的経費(国防)、裁量的経費(非国防)のみである。歳入は、予算審議の参考資料として見通しが示されるのみで、我が国の「歳入予算」のように議会の議決対象となっている訳ではない。

大統領は 2 月の第 1 月曜日までに、大統領予算教書を連邦議会に提出する。これには法的拘束力はなく、あくまでも大統領の意見表明に過ぎない。これを参考にして、議会は予算関連の議案を作成・審議する。

上下両院の予算委員会が当該年度を含む最低 5 年間(現在は 10 年間であることが多い)の予算の大枠を定める予算決議案を作成し、両院の本会議が 4 月 15 日までに採択する。予算決議が成立しない場合には、前年の予算決議において定められる予算の大枠が有効なものとなる。

決議の内容を踏まえ、年度予算の本体である歳出予算法については、歳出委員会の分野別

小委員会が法案を作成・審査し、その後本会議で審議する。9月30日までに両院で同一の法案を可決し、大統領の署名を経て法律として成立する。

c) 財政ルール

各年度の予算策定において政府に課せられる財政ルールは図表 III-3 に示す通りである。アメリカにおいては、連邦政府支出は、社会保障(年金)や医療費などの個々の恒久法等によって歳出権限が与えられ毎年度の議決が不要である「義務的経費」(mandatory spending)と、毎年度の歳出予算法 (Appropriations Act) によって歳出権限が認められる「裁量的経費」(discretionary spending)から構成される。

このうち義務的経費については、支出に見合う財源を確保することを求める PAYGO ルールが、裁量的経費については毎年度の上限が設定されている。なお、減税措置についても、義務的経費と同様に収入減少に見合う財源を確保することが求められている。

また、債務残高についても上限が設定されており、債務上限に達すると新規の借入等ができなくなり、近年問題となっている。2023 年に債務残高が債務上限に達することとなった場面においては、民主党・共和党の協議により、裁量的支出の上限設定やその他歳出削減を実施することとともに、債務残高の一時的な停止が盛り込まれた 2023 年財政責任法(Fiscal Responsibility Act of 2023)が制定された。

図表 III-3 財政ルール(アメリカ)

歳出ルール	連邦政府支出は「義務的経費」と「裁量的経費」に大別されるが、「裁量的経費」については 2024, 2025 年度は支出上限が設定されている(2023 年財政責任法)。 ※2012 年度～2021 年度までは毎年度設定。2022 年度・2023 年度は上限は設定されていなかった。
歳入ルール	特段なし
債務管理ルール	現在債務上限が設定されているものの、2025 年 1 月 1 日まで一時的に停止されている(2023 年財政責任法)。
財政収支ルール	義務的経費と減税措置を対象として、減税額と同等の財源を確保することをもとめる PAYGO ルールが法律および院内規則として設けられている。

(注)PAYGO ルールについては、図表 III-1 に示す通り、IMF の財政ルールの類型では明示的に財政収支ルールに含まれないが、米国において PAYGO ルールは財政収支に関わる重要な役割を果たしていることから、便宜的に財政収支ルールと整理している。

(出典) 2011 年予算管理法、2023 年財政責任法、議会規則・関連法案、IMF(2022) Fiscal Rules Dataset より MURC 作成

② イギリス

a) 財政データ

イギリスの財政状況を示すデータは図表 III-4 の通りである。

2021 年時点にて債務残高は GDP 比 105.16%となっている。

図表 III-4 財政状況(イギリス)

人口		6,728 万人 (2021 年)
面積		243,000 平方キロメートル
GDP(ドルベース)		3 兆 1,232 億ドル (2021 年 : 名目値)
一人当たり GDP(ドルベース)		46,421 ドル (2021 年 : 名目値)
一般政府 の財政	歳入総額	8,629 億ポンド (GDP 比 38.01%) (2021 年)
	歳出増額	1 兆 0,504 億ポンド (GDP 比 46.27%) (2021 年)
	単年度財政収支	▲1,874 億ポンド (GDP 比▲8.26%) (2021 年)
	プライマリーバ ランス	▲1,384 億ポンド (GDP 比▲6.10%) (2021 年)
	純債務残高	2 兆 1,367 億ポンド (GDP 比 94.12%) (2021 年)
	総債務残高	2 兆 3,874 億ポンド (GDP 比 105.16%) (2021 年)

(出典) IMF Economic Outlook October 2023 外務省 HP

b) 予算制度の特徴

イギリスでは会計年度は 4 月から翌年 3 月までとなっている。

イギリスの予算制度の特徴として、①3 年間の中期財政計画である Spending Review における歳出上限の設定、②秋季財政声明・春季予算による単年度予算の編成・成立が挙げられる。

毎年度の予算については、前年度秋(2023-24 年度予算については 11 月)に財務大臣が公表する秋季財政声明によって経済・財政政策や税制改革の方向性が示される。財政改革等については、秋季財政声明に先立って財政法の策定準備が進められる。3 月の春季予算により具体化や修正がなされ、議会の議決により財政法・予算法が制定される。なお、秋季財政声明・春季予算と同時期に、独立財政推計期間である OBR(Office for Budget Responsibility)による経済見通しの公表がなされる。また、毎年度予算については、中期財政計画である Spending Review における歳出上限に基づいて計画が立てられる。

図表 III-5 イギリスの予算プロセス(2023-24 年度予算の例)

時期	内容
2022 年 7 月	2023 年度以降を対象とする財政法(Finance Bill)の素案の公表 ⁷ ➤ 2023 年からの税制改革等に係る法案
2022 年 11 月	秋季財政声明(Autumn Statement)の公表 ➤ 経済・財政政策、税制改正の方向性の公表 ➤ 秋季財政声明を受けた財政法の修正 ➤ OBR(予算責任庁)による経済見通しの公表
2023 年 2 月	暫定予算(Vote on Account)の公表 ➤ 2023-24 年度の当初 4 カ月間の支出を行うための資金要求 ※7 月に予定される歳出計画(主要見積)の議会審議までの期間を対象とし、既存の公共サービスを維持・継続するためのもの
2023 年 3 月	春季予算(Spring Budget)の公表 ➤ 春季予算を受けた財政法の修正(Spring Finance Bill) ➤ OBR(予算責任庁)による経済見通しの公表 2023-24 年度予算法(Supply and Appropriation (Anticipation and Adjustments) Act 2023)の提出・議会審議・成立 ⁸ ➤ 2022-23 年度補正予算と 2023-24 年度暫定予算の双方を規定 ➤ 財政法は、予算成立により暫定的に法的拘束力が付与
2023 年 4 月	2023 年-24 度各省庁の歳出計画(Spending plans)(主要見積)の公表 ⁹
2023 年 7 月	2023-24 年度各省庁の歳出計画(主要見積)の議会審議 ¹⁰ 2023-24 年度予算法(主要見積)(Supply and Appropriation (Main Estimates) Act 2023)の成立 ¹¹ 前年度決算書(省庁毎)の公表翌年 1 月末までに作成・公表が義務付け

(出典) HM Treasury(2017)The new Budget timetable and the tax policy making process、House of Commons Library(2021) Background to the Autumn Budget and Spending Review 2021、その他脚注に示す各資料に基づいて MURC 作成

⁷ <https://www.gov.uk/government/collections/finance-bill-2022-23>

⁸ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/5/introduction/enacted>

⁹ <https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9805/CBP-9805.pdf>

¹⁰ <https://bills.parliament.uk/bills/3484/stages>

¹¹ <https://bills.parliament.uk/bills/3484/stages>

c) 財政ルール

各年度の予算策定において政府に課せられる財政ルールは図表 III-6 に示す通りである。イギリスについては、EU 離脱以降は、EU の定める債務管理ルール(公的債務残高対 GDP 比 60%以下)・財政収支ルール(公的部門の財政赤字対 GDP 比 3%以下)が適用されなくなった。現在は、政府の財政目標として、債務管理ルール・財政収支ルールが設けられている。

図表 III-6 財政ルール(イギリス)

歳出ルール	福祉支出に関する上限金額の設定
歳入ルール	特段なし
債務管理ルール	予測期間の5年目までに、公的部門純債務の対 GDP 比を低下させることを目標として掲げている
財政収支ルール	予測期間の5年目までに、公的部門純借入の対 GDP 比を3%以下にすることを目標として掲げている

(出典)HM Treasury(2023) Charter for Budget Responsibility

③ フランス

a) 財政データ

フランスの財政状況を示すデータは図表 III-7 の通りである。

2021 年時点にて債務残高は GDP 比 112.96%となっている。

図表 III-7 財政状況(フランス)

人口		約 6,583 万人 (2023 年 1 月 1 日時点)
面積		54.9 万平方キロメートル
GDP(ドルベース)		2 兆 9,584 億ドル (2021 年 : 名目値)
一人当たり GDP(ドルベース)		45,201 ドル (2021 年 : 名目値)
一般政府 の財政	歳入総額	1 兆 3,156 億ユーロ (GDP 比 52.63%) (2021 年)
	歳出増額	1 兆 4,777 億ユーロ (GDP 比 59.12%) (2021 年)
	単年度財政収支	▲1,621 億ユーロ (GDP 比 ▲6.48%) (2021 年)
	プライマリーバ ランス	▲1,299 億ユーロ (GDP 比 ▲5.20%) (2021 年)
	純債務残高	2 兆 5,098 億ユーロ (GDP 比 100.41%) (2021 年)
	総債務残高	2 兆 8,237 億ユーロ (GDP 比 112.96%) (2021 年)

(出典) IMF Economic Outlook October 2023 外務省 HP

b) 予算制度の特徴

フランスでは会計年度は 1 月から 12 月までの暦年となっている。

予算は、経済・財務・復興省が策定し、議会に提出する。EU 加盟国であることから、毎年 4 月から 5 月に、議会の承認を得た「安定化プログラム」を欧州委員会に提出する。また、予算法案を事前に欧州委員会に提出し、事前審査を受ける。

c) 財政ルール

各年度の予算策定において政府に課せられる財政ルールは図表 III-8 に示す通りである。

EU 加盟国として、EU の定める債務管理ルール(一般政府¹²の債務残高対 GDP 比 60%以下)・財政収支ルール(一般政府の財政赤字対 GDP 比 3%以下)・提出した個別国の中期財政目標の遵守が求められる。

また、フランス独自の取組として、財政計画法において、3 か年の歳出総額の設定、構造的財政収支の上限を定めている。

¹² 中央政府・地方政府・社会保障基金を含む。

図表 III-8 財政ルール(フランス)

歳出ルール	財政計画法(2 年毎の改定)において、3 か年の歳出総額が定められている。
歳入ルール	特段なし
債務管理ルール	EU 加盟国共通のルールとして、一般政府の債務残高を GDP 比 60%以下に抑えることが必要である。
財政収支ルール	財政計画法(2 年毎の改定)において、3 か年の構造的財政収支の目標が定められている。 EU 加盟国共通のルールとして、一般政府の単年度の財政赤字を GDP 比 3%以下に抑えることが必要である。

(出典)IMF(2022) Fiscal Rules Dataset、European Commission ホームページ (https://economy-finance.ec.europa.eu/economic-and-fiscal-governance/stability-and-growth-pact_en)等より MURC 作成

④ ドイツ

a) 財政データ

ドイツの財政状況を示すデータは図表 III-9 の通りである。2021 年時点にて債務残高は GDP 比 68.96%となっている。

図表 III-9 財政状況(ドイツ)

人口		約 8,436 万人 (2023 年 1 月 1 日時点)
面積		35.7 万平方キロメートル
GDP(ドルベース)		4 兆 2,813 億ドル (2021 年 : 名目値)
一人当たり GDP(ドルベース)		51,461 ドル (2021 年 : 名目値)
一般政府 の財政	歳入総額	1 兆 7,129 億ユーロ (GDP 比 47.35%) (2021 年)
	歳出増額	1 兆 8,426 億ユーロ (GDP 比 50.94%) (2021 年)
	単年度財政収支	▲1,297 億ユーロ (GDP 比▲3.59%) (2021 年)
	プライマリーバ ランス	▲1,136 億ユーロ (GDP 比▲3.14%) (2021 年)
	純債務残高	1 兆 7,058 億ユーロ (GDP 比 47.16%) (2021 年)
	総債務残高	2 兆 4,946 億ユーロ (GDP 比 68.96%) (2021 年)

(出典) IMF Economic Outlook October 2023 外務省 HP

b) 予算制度の特徴

ドイツでは会計年度は 1 月から 12 月までの暦年となっている。

経済安定成長促進法(Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft vom 8. Juni 1967)に基づき、5 年間の中期財政計画(Fünffährige Finanzplanung)が策定される。フランス同様に、EU 加盟国であることから、毎年 4 月から 5 月に、議会の承認を得た「安定化プログラム」を欧州委員会に提出する。また、予算法案を事前に欧州委員会に提出し、事前審査を受ける。

また、中期財政フレームとして、中期財政計画を連邦財務省が策定している。中期財政計画は、単年度の予算案と併せて連邦議会に提出される。中期財政計画によって何らかの権限が付与される訳ではないものの、連邦政府の予算は当該中期財政計画に基づいて策定される。

c) 財政ルール

各年度の予算策定において政府に課せられる財政ルールは図表 III-10 に示す通りである。

EU 加盟国として、EU の定める債務管理ルール(一般政府¹³の債務残高対 GDP 比 60%以下)・財政収支ルール(一般政府の財政赤字対 GDP 比 3%以下)・提出した個別国の中期財政目標の遵守が求められる。

¹³ 中央政府・地方政府・社会保障基金を含む。

また、ドイツ基本法において、公債発行が厳しく制限されている。

図表 III-10 財政ルール(ドイツ)

歳出ルール	中期財政計画において、各年度の金額が設定される。
歳入ルール	中期財政計画において、各年度の金額が設定される。
債務管理ルール	EU 加盟国共通のルールとして、一般政府の債務残高を GDP 比 60%以下に抑えることが必要である。
財政収支ルール	ドイツ基本法(憲法)において、連邦政府が起債を認められるケースは、①GDP 比 0.35%以内の起債、②景気変動に応じた起債、③緊急事態による起債に限られる。 EU 加盟国共通のルールとして、一般政府の単年度の財政赤字を GDP 比 3%以下に抑えることが必要である。

(出典)IMF(2022) Fiscal Rules Dataset、ドイツ基本法、European Commission ホームページ (https://economy-finance.ec.europa.eu/economic-and-fiscal-governance/stability-and-growth-pact_en)、成田憲彦(2019)「ドイツの予算過程」より MURC 作成

3. アメリカの財政ルール

主要国の財政ルールの中で、アメリカの連邦政府に着目し、財政ルールを説明する。

連邦議会が財政ルールの適用に与える影響が大きいため、まず議会構成と審議ルールを説明する。その上で、財政ルールの具体的な内容、その中でも特に税制措置(減税措置)に適用されるルールを説明する。

(1) 議会構成と審議ルール

連邦議会は上院・下院の2院制である。上院は各州2名ずつ選出される100議席である。下院は人口に応じて州ごとに議席数が割り振られ、合計435議席となっている。

図表 III-11 議会構成

	上院	下院
議席数	100 議席(各州 2 名)	435 議席(人口に応じて各州に割振り)
任期	6 年(2 年毎に 1/3 ずつ改選)	2 年(同時期に改選)
役職	議長(副大統領) 院内総務(会派リーダー：共和党・民主党それぞれ) 院内幹事(会派リーダー補佐：共和党・民主党それぞれ)	議長(互選：多数党のリーダー) 院内総務(会派リーダー：共和党・民主党それぞれ) 院内幹事(会派リーダー補佐：共和党・民主党それぞれ)
法案の議決	過半数 ※フィリバスターがあるため実質的に 5 分の 3 が必要	過半数

財政ルールとの関係では、上院の議事妨害(フィリバスター)が挙げられる。上院においては議員の演説時間が制限されていないことから、議案に反対する議員は延々と発言することで議事妨害が可能となっている。フィリバスターを防ぐためには、5 分の 3 の賛成が必要となる、あるいは財政調整措置(Reconciliation)の対象法案として取り扱われることが必要となる。

図表 III-12 上院のフィリバスター

	内容
原則	● 上院において、法案(税制改正含む)については、過半数の賛成により可決。(法案成立には上院・下院それぞれでの可決が必要) ● 各議員の演説時間・演説内容について制限は設けられていない¹⁴。⇒議事妨害(フィリバスター)が可能である。
フィリバスター防止のための例外	以下のいずれかの場合には、フィリバスターが制限される。 ● 5 分の 3 の賛成によるフィリバスターの制限(Clature の採決) ● 財政調整措置(Reconciliation)の対象法案として取り扱われる
財政調整措置としての取扱いの要件	● 予算決議¹⁵において、各所管委員会に「財政調整措置」が指示される場合には財政調整措置として取り扱われる。 ● ただし、各上院議員は、「法案の趣旨と関係ない(Extraneous)」条項について意義を唱える(Point of Order)ことができる(バード・ルール 1974 年予算法 313 条) ➤ 例として、予算決議の対象期間を超えて、財政赤字を増加させる事項が挙げられる。そのため、実質的に減税措置は時限立法(Sunset provision)とせざるを得なくなる。 ➤ バード・ルールについて 5 分の 3 の賛成で回避可能
バード・ルールが問題となった例	● 2001 年の“Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001”において連邦所得税率引き下げ、キャピタルゲイン税引き下げ等を盛り込んだが、バード・ルール回避のために全て 2010 年末を期限として設定(法律の規定上、2011 年以降は 2001 年以前の状態に戻る) ⇒2010 年の “Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010”により 2 年間延長、2012 年の“American Taxpayer Relief Act of 2012”により一部恒久化

(出典) Congressional Research Service(2022) ” The Budget Reconciliation Process: The Senate’s “Byrd Rule” ,1974 年予算法等をもとに MURC 作成

¹⁴ 1957 年の公民権法の審議において、24 時間 18 分の議事演説を行った例がある(連邦上院 HP <https://www.senate.gov/about/powers-procedures/filibusters-clature/overview.htm>)。

¹⁵ 予算プロセスの一環として、大統領予算教書の提出(大統領の予算案の概要を示すもの法的な位置づけはない)の後に、議会が議決する決議である。10 年間にわたっての歳出、歳入、財政収支など予算の全体像を示すものである。予算決議に基づき、各委員会において歳出予算法の審議がなされる。

(2) 財政ルール

① 概要

歳出のうち義務的経費、減税措置については、一旦授權法が制定されると、毎年度の歳出法がなくとも支出が可能となる。そのため、授權法制定時にルールが定められている。これは、当該措置に基づいて生じる財政負担の増加は、増税・義務的支出の削減によって相殺されることを必要とするもので、PAYGO ルールと呼ばれている。PAYGO ルールには、法によって規定されるルール(法定 PAYGO)、上院・下院の各院が議会規則として制定しているルールがある。

歳出のうち裁量的経費については、毎年度制定される歳出法によって支出権限が与えられる。歳出法の制定にあたって、各年度の裁量的経費の上限が設定されている。

図表 III-13 歳入・歳出と財政ルール

		予算項目	授權法	財政ルール
歳出	裁量的経費	国防、教育、公共事業等	歳出法で授權	裁量的経費の上限(歳出法制定時の規制)
	義務的経費	医療等	個別の授權法	PAYGO ルール(授權法制定時の規制)
歳入	減税措置	税制項目	個別の授權法	PAYGO ルール(授權法制定時の規制)

(出典) MURC 作成

また、財政全体に関わるルールとして、連邦政府債務残高に制限が設けられている。

② 裁量的経費の上限

裁量的経費の上限については、2011 年予算管理法により 2012 年度から 2021 年度までは毎年度設定されていた(随時法改正により上限額を修正)。2022 年度・2023 年度は設定されていなかった。2023 年連邦政府債務上限問題への対応にあたって、債務上限の一時停止に併せて 2024 年度・2025 年度の上限が設定された。

図表 III-14 裁量的経費の債務上限

年度	2012	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
上限設定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
	2011 年予算管理法										-	-	2023 年財政責任法	

(出典) 2011 年予算管理法、2023 年財政責任法をもとに MURC 作成

③ PAYGO 原則

a) PAYGO ルールの内容

PAYGO ルールとして、法定 PAYGO、上院／下院 PAYGO 規則の 3 種類のルールが設けられている。

法定 PAYGO は 2010 年 PAYGO ルールを根拠としており、議会が制定する法律全体を合算して財政への影響をみるものである。予算年度を起点とする 5 年間・10 年間それぞれで財政中立が保たれていなければならない。財政中立が保たれない場合、政府は年度末に歳出削減等を行うことが求められる。

上院／下院 PAYGO 規則は個別法案の審議にあたってのルールであり、法案単位で財政中立が保たれていることが求められている。規則に違反する場合には、各議員が異議申し立て(Point of Order)を提起することが可能である。規則に違反する懸念がある場合でも、異議申し立てがなされなければ他の執行手段はない。

図表 III-15 PAYGO 規則の比較

	法定 PAYGO (S-PAYGO)	下院 PAYGO 規則 (現 CUTGO 規則)	上院 PAYGO 規則
ルール適用方法	法律の規定により、PAYGO スコアカードがプラスである場合、 <u>政府は年度末に歳出削減等を実施することが求められる</u>	規則に違反する場合、下院における議事進行において、議員は異議申し立て(Point of Order)が可能 ※どの議員からも異議申し立てがない場合には他の執行手段はない	規則に違反する場合、上院における議事進行において、議員は異議申し立て(Point of Order)が可能 ※どの議員からも異議申し立てがない場合には他の執行手段はない
PAYGO ルールの範囲	年次予算以外で、 <u>議会が制定する法律全体を合算</u> し、財政への影響 ※対象外の法令を除く	<u>個別法案</u> の財政への影響	<u>個別法案</u> の財政への影響
PAYGO が満たされていなければならない期間	➤ 予算年度(議会会期内 10 月 1 日に始まる年度)を起点とする 5 年間 ➤ 予算年度を起点とする 10 年間	➤ 予算年度前年度を起点とする 6 年間 ➤ 予算年度前年度を起点とする 11 年間	➤ 予算年度前年度 ➤ 予算年度 ➤ 予算年度前年度を起点とする 6 年間 ➤ 予算年度前年度を起点とする 11 年間
対象外となる法案・支出	➤ 裁量的支出 ➤ 予算外 (Off-	➤ 裁量的支出 ➤ 緊急対応・緊急事	➤ 裁量的支出 ➤ 予算外 (Off-

	法定 PAYGO (S-PAYGO)	下院 PAYGO 規則 (現 CUTGO 規則)	上院 PAYGO 規則
出	budget)支出：社会 保障・郵政事業 ➤ 緊急対応・緊急事 態への支出	態への支出 ➤ 減税	budget)支出：社会 保障・郵政事業 ➤ 緊急対応・緊急事 態への支出
見積り作成 者	CBO 又は OMB	CBO(稀な例外として 下院予算委員会による 正式決定)	CBO (稀な例外として 上院予算委員会による 正式決定)
見積の事後 検証	全てに事後検証がされ るわけではないが、 GAO (会計検査院) に よる検査等 (GAO-11- 921R 等)あり	—	—

(出典)House Committee on the Budget "FAQs on PAYGO", Congressional Research Service(2023) "Budget Enforcement Procedures: The Senate Pay-As-You-Go (PAYGO) Rule", Congressional Research Service(2023) "House Rule XXI, Clause 10: The CUTGO Rule",

b) ダイナミックスコアリング

PAYGO ルールの適用において、対象法案が財政に与える効果の算定方法が課題となる。財政に与える影響については、議会予算局(Congressional Budget Office :CBO)と両院租税委員会(Joint Committee on Taxation :JCT)の推計に基づくことが通例である。一般に、CBO・JCT の試算は、政策に対する個人の行動変化を組み込んでいるが、マクロ経済効果(GDP の変化)については組み込んでいない。例えば、減税措置によって企業の投資が増え、GDP を上昇させることが想定される場合においても、GDP 上昇による税収増加の効果は考慮されないことが原則である。

ただし、近年、議会は CBO・JCT に対してマクロ経済効果を織り込んだ推計値(ダイナミックスコアリング)の提出を求めることがある。

図表 III-16 ダイナミックスコアリングの法的位置づけ

議会予算法 (The Congressional Budget Act)	● CBO に対して、委員会から報告された全ての法案について、「実行可能な範囲で(to the extent practicable)費用推計を行うことを求めている。 ● ①CBO は歳入法案について JCT から提供された推計に基づくこと、②CBO は試算の中に法案が公布される会計年度・その次の4年間に於いて「発生する費用」と「試算の根拠」を含めることを求めている。
スコアキーピングガイドライン(Scorekeeping Guideline)	● CBO、OMB 等が法案の財政への影響を試算する際に遵守する必要のあるガイドラインである。
議会規則	● 上院・下院それぞれが制定する CBO・JCT の試算に係る規則である。 ● 原則としてマクロ経済効果は織り込まない推計方法が用いられるが、年度・議会によっては、マクロ経済効果を織り込んだ推計値(ダイナミックスコアリング)の試算が求められる。 ※2023 年度においては、下院にて「主要な法案」に限って試算が求められている。

(出典) MURC 作成

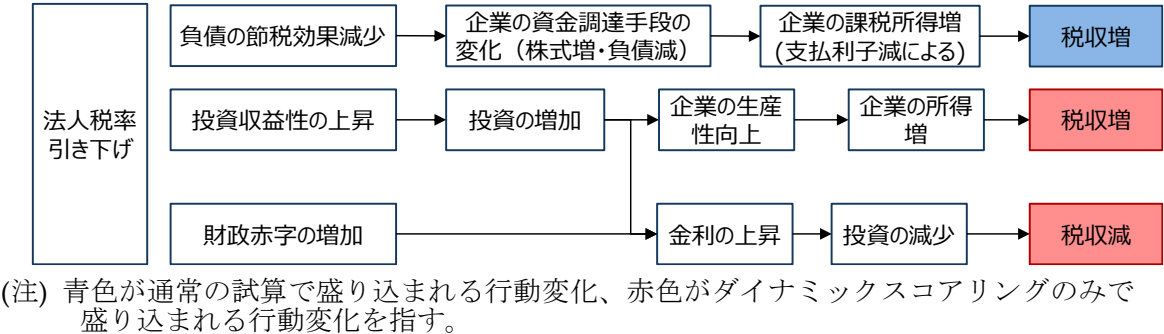
CBO においては、現行法の下で想定される歳入・歳出の今後の見通し(ベースライン)を定期的に算定している。法案が財政に与える影響の算定に当たっては、対象法案が成立した場合における歳入・歳出の今後の見通しを算定した上で、ベースラインと比較している。

今後の見通し作成に当たっては、政策に対して予想される個人・企業の行動変化を織り込

んでいるが、労働供給の変化、資本蓄積の変化などの GDP に影響を与えうるマクロ経済効果は含まないことが原則である。ダイナミックスコアリングを用いる場合には、GDP に影響を与える需要側の効果・供給側の効果いずれについてもマクロ経済効果が盛り込まれる。

法人税率引き下げの例を挙げる図表 III-18 においては、負債の節税効果減少に伴う税収増はダイナミックスコアリングを用いない場合においても考慮されるが、投資収益性の上昇による投資増加による税収増、財政赤字増加に伴う金利上昇に起因する投資減少による税収減は考慮されない。

図表 III-17 法人税率引き下げによる効果



近年のダイナミックスコアリングの例としては、インフレ削減法(Inflation Reduction Act)の前身の BBB 法(Build Back Better Act)の下院可決法案についての推計が挙げられる。

ここでは、法案に規定される歳入措置(増税措置)によって企業の投資が減少し、GDP 成長率が 0.02pp 低くなるとしている。この結果、390 億ドルの負の効果（財政赤字の増加）が見込まれると試算している。なお、ダイナミックスコアリングを用いない静学的分析では財政赤字が 2022 年から 2031 年に 3,670 億ドル増加すると試算している。

図表 III-18 Build Back Better Act(名称変更後 Inflation Reduction Act)に関する財政推計

CBOによる静学的分析の推計値	JCTによるマクロ経済効果の推計値
● Build Back Better Actに関する、従来のスコアリング結果をCBOが提供している。 ● CBOは、法案を成立させると、2022年から2031年にかけて、歳出が1兆6359億ドル増加して、歳入が1兆2688億ドル増加するとしている。 ● 歳出と歳入の予測値の差から、CBOは2022年から2031年にかけて赤字が3,670億ドル増加するとしている。	● Build Back Better Actに関して、JCTがダイナミックスコアリングおよびマクロ経済効果の推計値を公表している(歳入措置のみが分析対象で、歳出措置は対象外)。 ● 法案成立後には、主に企業の投資行動が減ることから、GDP成長率が0.02pp、ベースラインより低くなるとしている(2022年から2031年の期間における平均)。その結果、390億ドルの負のマクロ経済効果が発生するとしている。
上記推計値の使用	● これらの推計値を参考情報として議会で審議が行われ、法案改正がなされた。 ● 少なくともマクロ経済効果については、参考情報として審議に用いられている。 ● PAYGO規則について、上院/下院の規則については、あくまでも議事に対する論点であり、最終的にPAYGO規則に違反しているかどうかは議員の多数決等できまる(静学/動学のいずれに依拠するのか、あるいは他の事情を考慮するのか、については議員それぞれの判断となる)

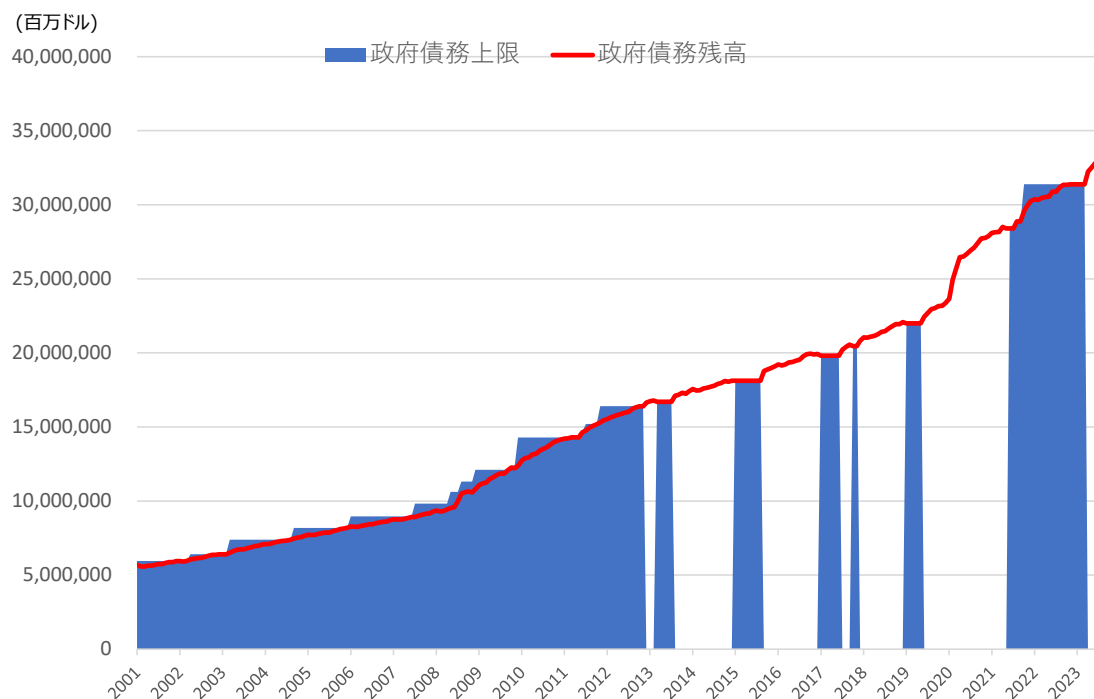
(出典) Joint Committee on Taxation(2021)“Macroeconomic Analysis Of H.R. 5376, “The “Build Back Better Act,” As Passed By The House Of Representatives”

④ 債務上限

連邦政府が発行できる政府債務の上限は法律（合衆国法典第 3101 条）によって定められており、政府債務残高が債務上限に達した場合には、新規の借入ができなくなる。

1960 年以降、連邦議会は 78 回にわたって債務上限の引き上げ・延長・定義見直し等を実施してきている。また、政府債務上限の一時停止がされることもあり、財政責任法によって、2023 年 6 月から 2025 年 1 月 1 日までは政府債務上限が停止されている。

図表 III-19 政府債務上限・政府債務残高の推移



(出典) 米国財務省“Monthly Statement of the Public Debt”

(注 1) 債務残高は、各月末の残高。

(注 2) 政府債務上限について、政府債務上限が停止されている月は空欄となっている。

(3) 税制措置に課されるルール

租税政策以外の様々な政策を実現するための手法として税制措置が用いられることがあり、当該税制措置によって生じる歳入の減少を租税支出と整理されている。

租税支出については、2021 年時点で 165 件、金額にして 1 兆 4,160 億ドルが見込まれている。租税支出を導入するためには内国歳入法の改正を含む法律を制定する必要があるが、法律制定の手続きは他の法律を変えない。ただし、歳入減少を伴うものであり、PAYGO ルールが適用される。

また、上院においてはフィリバスターの問題があり、図表 III-12 に示す規定等に配慮することが必要である。財政調整措置として租税支出を設ける場合には、予算決議の対象期間を超えて財政赤字を増加させることができないことから、ネット減税となる措置については時限措置とならざるを得ない。

また、経済的に同等の効果をもたらすものとして補助金が挙げられる。補助金と租税支出の規定の相違について、図表 III-20 に示す。

図表 III-20 補助金と租税支出の比較

		内容	補助金 (裁量的経費の対象)	租税支出
財政 ルール	裁量的経費の上限規制	予算法によって歳出権限が認められる経費（国防、補助金等）について、上限設定。 (2023年財政責任法においては、2024年度・2025年度分が設定)	対象	対象外
	PAYGOルール	議会が制定する法案全体で、あるいは個別法案毎に財政中立が求められる。	対象外	対象
	連邦債務上限	連邦政府の債務残高に上限が定められている。	対象 ※マクロでの考慮	対象 ※マクロでの考慮
優先	優先順位	同一目的の場合、補助金・租税支出のいずれを優先するか	優先・劣後関係なし	
議決	議決方法	補助金又は税制措置に係る議会の議決方法	予算法での授權(毎年度) + 個別授權法	個別授權法 ※将来の支出(減税)も可
報告	決算書類	年度毎の適用額等の実績報告	議会に対する決算報告	大統領予算付属資料として租税支出レポートの策定・公表
財政規模			【参考】国防費含む裁量的経費：1兆4,044億ドル(2021会計年度)	1兆4,160億ドル(2021会計年度)

(出典) MURC(2023)欧米主要国等における租税分野に対する会計検査に関する調査研究、下院予算委員会(2020)“FAQs on PAYGO”, 鈴木克洋(2016)財政規律に有効な手段は何か等をもとに MURC 作成

財政調整措置として取り扱われた税制措置の例として、トランプ税制(Tax Cuts and Jobs Act)の例を図表 III-21 に挙げる。予算決議において、予算決議の対象期間である 2018 年から 2027 年までに許容される財政赤字の上限額が示されており、赤字額が当該範囲内に収まるような措置となった。また、個人所得税の減税については 2025 年までの時限措置となっており、予算決議の対象期間後にも効果が続く恒久措置のみでは税収減とされない試算となっている。

図表 III-21 トランプ税制と財政調整措置

トランプ税制 (Tax Cuts and Jobs Act) の例	予算決議 (2018年度 予算) ※2017年 10月13日 議決	TITLE II—RECONCILIATION SEC. 2001. RECONCILIATION IN THE SENATE. • (a) Committee On Finance.—The Committee on Finance of the Senate shall report changes in laws within its jurisdiction that increase the deficit by not more than \$1,500,000,000,000 for the period of fiscal years 2018 through 2027. SEC. 2002. RECONCILIATION IN THE HOUSE OF REPRESENTATIVES. • (a) Committee On Ways And Means.—The Committee on Ways and Means of the House of Representatives shall submit changes in laws within its jurisdiction that increase the deficit by not more than \$1,500,000,000,000 for the period of fiscal years 2018 through 2027. 財政調整法としてTCJAが審議
	法律の内容	• 2018年度から2027年度までの税収減の水準は1.46兆ドル(ダイナミックスコアリング適用なし) ➢ JCT推計によるとフィードバック効果は0.38兆ドルのプラスであり、ダイナミックスコアリング適用後の税収減は1.07兆ドル • 個人所得税に係る改正(税率引き下げ等)について大半は2025年までの時限的措置 ➢ 恒久措置のみであれば税収減とならない試算(2027年単年では税収増の試算)

(出典) “Introducing the PAYGO Tracker”, “S.Con.Res.25 - An original concurrent resolution setting forth the congressional budget for the United States Government for fiscal year 2018 and setting forth the appropriate budgetary levels for fiscal years 2019 through 2027”, JCT(2017) ” MACROECONOMIC ANALYSIS OF THE CONFERENCE AGREEMENT FOR H.R. 1, THE “TAX CUTS AND JOBS ACT””, “JOINT EXPLANATORY STATEMENT OF THE COMMITTEE OF CONFERENCE” をもとに MURC 作成

二次利用未承諾リスト

報告書の題名
令和5年度産業経済研究委託事業（日本企業の税務対応状況等に係る調査研究及び経済社会構造の変化と税制に関する調査事業） 報告書

委託事業名
令和5年度産業経済研究委託事業（日本企業の税務対応状況等に係る調査研究及び経済社会構造の変化と税制に関する調査事業）

受注事業者名
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

頁	図表番号	タイトル
35	図表Ⅲ-1	財政ルールの種類
37	図表Ⅲ-3	財政ルール(アメリカ)
39	図表Ⅲ-5	イギリスの予算プロセス(2023-24年度予算の例)
42	図表Ⅲ-8	財政ルール(フランス)
44	図表Ⅲ-10	財政ルール(ドイツ)
46	図表Ⅲ-12	上院のフィリバスター
48-49	図表Ⅲ-15	PAYGO規則の比較
53	図表Ⅲ-20	補助金と租税支出の比較
54	図表Ⅲ-21	トランプ税制と財政調整措置